

三 島 町
地 域 防 災 計 画



平成27年3月

三島町防災会議

地域防災計画目次

第1章	総則	1～9	
	第1節	計画の目的	1
	第2節	計画の基本方針	1
	第3節	計画の構成	1～2
	第4節	防災関係機関の実施責任	2
	第5節	町防災会議	3
	第6節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	4～5
	第7節	三島町の概況と災害要因の変化	6～8
	第8節	防災ビジョン	8～9
第2章	災害予防計画	10～26	
	第1節	防災組織の整備・充実	10～11
	第2節	防災情報通信網の整備	11
	第3節	気象等観測体制計画	12
	第4節	水害予防に関する計画	12～13
	第5節	風害予防に関する計画	13
	第6節	土砂災害予防に関する計画	13～14
	第7節	雪害予防に関する計画	14
	第8節	訓練に関する計画	15～17
	第9節	消防に関する計画	18
	第10節	建造物及び文化財災害予防に関する計画	19～20
	第11節	防災教育に関する計画	20～21
	第12節	自主防災組織の整備に関する計画	21～23
	第13節	要配慮者の予防対策	23～25
	第14節	ボランティアとの連携	25～26
第3章	災害応急対策計画	27～92	
	第1節	応急活動体制（災害対策本部設置）	27～36
	第2節	相互応援協力	36～37
	第3節	気象及び災害情報に関する計画	37～41
	第4節	通信の確保	41～44
	第5節	災害広報計画	45
	第6節	避難救出計画	46～55
	第7節	要配慮者対策	55～56
	第8節	食料調達確保・供給計画	57～58
	第9節	被服品、その他及び学用品供給計画	58～59
	第10節	給水計画	59～60
	第11節	被災地の応急対策	61～63
	第12節	医療（助産）救護体制の整備	63～65
	第13節	防疫及び保健衛生	65～67
	第14節	廃棄物処理対策計画	67～69
	第15節	遺体の捜索及び収容処理、埋葬計画	70～71

第16節	障害物の除去計画	71～73
第17節	緊急輸送対策計画	73～74
第18節	労務供給計画	74
第19節	警備活動及び交通規制措置	75～78
第20節	交通応急対策計画	78
第21節	文教対策計画	78～80
第22節	隣保互助、民間団体活用計画	80
第23節	水防計画	80
第24節	町管理施設の対策	81～82
第25節	電力、公衆電気通信の供給機関対策	83～84
第26節	自衛隊派遣要請計画	84～87
第27節	ボランティアとの連携	88～89
第28節	災害救助法の適用等	88～89
第4章	災害復旧対策計画	90～93
第1節	公共施設の災害復旧（対策）計画	90～91
第2節	被災者の生活確保対策	92～93
第3節	民間施設の災害復旧計画	93
第5章	震災対策計画	94～118
第1節	総則	94～95
第2節	災害予防計画	95～101
第3節	地震災害応急対策	101～114
第4節	防災教育、広報	114～115
第5節	防災訓練	115～116
第6節	緊急整備事業の推進	116
第7節	地域防災体制の整備推進	116～118

資料編
参考編

第1章 総 則

第 1 節 計 画 の 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、町及び町内の防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的な運営を計画したものであり、これを効果的に活用することによって町域及び住民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序維持と公共福祉の確保を図ることを目的とする。

第 2 節 計 画 の 基 本 方 針

この計画は、関係機関の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連携を図るための基本を示すものであり、災害は、突発的に不測の事態が発生し、しかもその実態が多様であることから迅速かつ適正な活動が行われねばならないため、特に関係機関との連携が強く要求される。

また、特定災害については科学的研究の成果及び発生した災害とその対策の経験を重ねることによって修正を加えられ逐次完備していかねばならない。

1 防災事業の推進

災害応急対策及び地震災害対策計画をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

2 計画の推進

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

3 計画の修正

災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画の修正をするものとする。

4 計画の周知徹底

防災関係機関に対し、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

第 3 節 計 画 の 構 成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、本町における災害の実態を分析して問題点の研究に努め、これに即応した具体的な対策を定めようとしたものである。したがって、第1章を総則とし、第2章災害予防計画、第3章災害応急対策計画、第4章災害復旧対策計画、第5章震災対策計画の4本柱を中心に次の点を踏まえながら計画し、さらに、この対策計画に関する資料を資料編にまとめ、その他、例規等は参考編として構成したものである。

1 災害予防計画

災害予防計画は、防災諸対策のうち災害の発生を未然に防止しようとする事、すなわち災害予防措置の促進を図ることであって、最も根本的かつ重要であるが、計画に係る経済的環境や自然的環境を十分把握して、これを計画に生かすことが肝要であり、さらに町土の開発計画等と総合的に調整の必要があるので、「水害、雪害、土砂災害」の各計画については、町の地域に係る防災の関係機関が重点的に取り上げようとする事業又は業務について掲げた。

2 災害応急対策計画

災害応急対策計画については、つとめて町の地域に係る防災の関係機関が応急的対策を実施する際の実態の把握と活用の方法を事項別に分類して定め、併せて災害応急対策の実施体制の確立と責任体制の明確化を図った。

3 災害復旧対策計画

災害復旧対策計画については、災害発生に際し、民生安定、社会経済活動の早期回復、社会秩序の回復を期して復旧作業の迅速適切な推進を図るための計画と、再度災害の発生を防止するため必要な施設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業について計画するものとした。

4 震災対策計画

震災対策計画については、地震が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、災害の予防、初期措置等を円滑に実施し、被害を最小限に食い止めることを目的とする計画である。

第 4 節 防災関係機関の実施責任

1 防災関係機関の実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 指定地方行政機関（会津森林管理署、会津若松労働基準監督署、国土交通省阿賀川河川事務所、国土交通省郡山国道事務所、東北農政局福島農政事務所、郵便局）

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関（東日本電信電話(株)会津若松支店、東北電力(株)会津若松支社、日本赤十字社福島県支部会津地区三島町分区、日本放送協会、会津乗合自動車(株)、報道機関）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第 5 節 町 防 災 会 議

三島町防災会議は、三島町長を会長として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく、三島町防災会議条例第3条に規定する機関の長又はその指名する職員を委員として組織するもので、次に掲げる事務を所掌する。

1 所掌事務

三島町防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務に関すること。

2 町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

区 分	防 災 機 関 の 長 及 び 指 名 す る 職 員
会 長	三 島 町 長
指定地方行政機関の職員 (第1号委員)	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長 国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所長
福島県の知事の部内等職員 (第2号委員)	会津地方振興局長 会津若松建設事務所長 福島県立宮下病院長
福島県警察の警察官 (第3号委員)	会津坂下警察署長
部内の職員 (第4号委員)	副町長、総務課長、町民課長、産業建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計管理者、地域政策課長、参事
教育長 (第5号委員)	教育長
消防機関の長 (第6号委員)	三島町消防団長 会津坂下消防署長
指定公共機関・指定地方公共機関 (第7号委員)	会津みどり農業協同組合三島総合支店長、宮下郵便局長 三島町商工会長、東北電力株式会社社会津若松支社長

- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

第 6 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 三島町の事務又は業務

- (1) 三島町防災会議の連絡調整に関する事。
- (2) 防災組織の整備及び育成指導と訓練に関する事。
- (3) 防災知識の普及及び教育に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 災害による被害の調査及び報告並びに情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- (6) 災害の防除及び拡大防止に関する事。
- (7) 救助、防疫等罹災者の救助、保護に関する事。
- (8) 災害復旧資材の確保及び物価の安定に関する事。
- (9) 被災産業に対する融資に関する事。
- (10) 被災町営施設の応急対策に関する事。
- (11) 被災時における文教対策に関する事。
- (12) 災害対策要員の動員、雇上に関する事。
- (13) 災害時における交通、輸送の確保に関する事。
- (14) 被災施設の整備復旧に関する事。
- (15) 関係団体が実施する災害応急対策の調整に関する事。
- (16) 避難対策に関する事。
- (17) 物資、資機材の整備、備蓄、消防活動に関する事。
- (18) その他の対策に関する事。

2 福島県

- (1) 防災組織の整備に関する事。
- (2) 町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事。
- (3) 防災知識の普及及び教育に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 防災施設の整備に関する事。
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関する事。
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- (8) 緊急輸送の確保に関する事。
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持に関する事。
- (10) 保健衛生に関する事。
- (11) 文教対策に関する事。
- (12) 町が実施する被災者の救助及び救護の応援に関する事。
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。
- (14) 被災施設の復旧に関する事。
- (15) その他の対策に関する事。

- 3 会津若松地方広域市町村圏整備組合会津坂下消防署及び消防団
 - (1) 火災の予防に関する事。
 - (2) 危険物等の安全及び規制に関する事。
 - (3) 救助及び救援に関する事。
 - (4) 自主防災組織の育成に関する事。
 - (5) 火災の鎮圧、その他の災害の軽減措置に関する事。
 - (6) 火災・震災対策及び消防力の強化に関する事。
 - (7) 消防計画の作成指導に関する事。
 - (8) その他三島町から要請された事項に関する事。
- 4 会津坂下警察署
 - (1) 情報収集、伝達及び広報に関する事。
 - (2) 避難の指示及び誘導に関する事。
 - (3) 被災者の救出、救護に関する事。
 - (4) 緊急輸送の確保・交通規制に関する事。
 - (5) 犯罪の予防及び社会秩序の維持に関する事。
- 5 自衛隊（郡山駐屯地）
 - (1) 自衛隊災害派遣計画の実施に関する事。
 - (2) 災害応急対策の支援協力に関する事。
- 6 町内郵便局
 - (1) 郵便物の輸送確保に関する事。
 - (2) 預貯金及び現金の確保に関する事。
- 7 東日本電信電話株式会社会津若松支店
 - (1) 非常通信の確保及び調整に関する事。
 - (2) 災害情報等の三島町への伝達に関する事。
- 8 日本赤十字社(福島県支部)
 - (1) 救助等の協力及び連絡調整に関する事。
 - (2) 義援金の取り扱いに関する事。
- 9 東北電力株式会社会津若松支社
 - (1) 電力の供給確保に関する事。
- 10 会津乗合自動車株式会社
 - (1) 乗客の安全確保に関する事。
 - (2) 安全輸送の確保に関する事。
- 11 小中学校、保育所
 - (1) 災害時における幼児、児童生徒の安全確保に関する事。
- 12 三島町商工会
 - (1) 緊急物資の供給又は斡旋に関する事。
- 13 農業協同組合
 - (1) 主要食糧の自給対策、農業生産資材の確保斡旋又は貯金等現金の支払いに関する事。

第 7 節 三島町の概況と災害要因の変化

1 災害誘因

(1) 地域の気象の特性（概況）

三島町は、福島県の西南に位置し、日本海側気候である。特別豪雪地帯に指定され、冬季は北西風が強く雪が降り、寒気も相当厳しい。

春は季節風による寒の戻りなど寒暖の差が厳しく、夏はフェーン現象による異常高温が起りやすく、秋口になるとシベリア高気圧が強まり、また台風の襲来により秋雨前線を刺激して大雨となることがある。

降雪期は12月から3月まで年間の3分の1の期間が雪との戦いとなり、多い年は2メートルを超えることもある。

(2) 災害誘因の概要

ア 気象災害の主たる季節別区分は、次のとおりである。

季節区分	災 害 種 別
春 季	風害、水害、風水害、霜害
夏 季	水害、冷害、風水害
秋 季	風害、水害、風水害
冬 季	風雪害、雪害

イ 水害危険個所の概要

三島町水防計画書に定める水防受持区域内にある河川とする。

ウ 土砂災害の誘因

本町の地質は、大部分が第三期層に属し、基盤は花崗岩類である。その上部に緑色凝灰岩、砂岩、泥岩層が覆い、最上部には石英安山岩の溶岩流が覆っているのが特性である。このため土砂災害が発生しやすい地域となっている。

2 災害素因

(1) 地域の地形、地質の特性

ア 位置

三島町は大沼郡の北端に位置し、東は河沼郡柳津町、南は大沼郡昭和村、西は大沼郡金山町、北は河沼郡柳津町に隣接し、東西11.1km、南北14.7kmで、総面積は90.83km²を有している。町境における経度、緯度は次のようになっている。

方位	地 名	経 緯 度
最東端	滝谷字自滝原	北緯37度28分37秒、東経139度42分54秒
最西端	早戸字湯ノ平	北緯37度27分56秒、東経139度35分23秒
最南端	間方字大沢	北緯37度22分 1秒、東経139度37分 6秒
最北端	西方字巢郷	北緯37度30分 8秒、東経139度38分56秒

イ 地勢

三島町は、面積の約80%が山岳地帯であるため標高240mから1,200mの範囲で、その半分以上が500m以上である。集落はほとんどが、山岳地帯を流れる河川の河岸段丘上に形成している。

河川は、標高1,234mの志津倉山を源に発する大谷川を始め、そのほとんどが、尾瀬を源とし、当町を南北に分断している只見川へ注いでおり、阿賀野川水系となって越後平野に注いでいる。

(2) 社会的条件

災害、特に地震災害においては、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人口の分布や、建築物の状況等の社会的条件によってもたらされたものが、同時複合的に発生することが特徴である。

ア 人口

人口の推移をみると、昭和25年の7,721人（国勢調査）をピークとして、その後新規学卒者の就職や進学のため、若年層を中心とした人口流出が相次ぎ、年々減少の傾向をたどり、平成7年には2,674人（国勢調査）、平成17年には2,247人（国勢調査）となり、この50年間で5,474人の減少となっている。

また、若年層の流出に伴い、65歳以上の高齢者人口が年々増加し、特に高齢化率は昭和55年以降大幅な増加を示しており、平成17年には43.2%と福島県の約1.9倍になっている。

イ 交通

本町の道路網は、町を横断する国道252号を主軸として、国道400号、主要地方道会津若松三島線、主要地方道柳津昭和線、一般県道小林会津宮下停車場線がこれを補完し基本的なネットワークを形成している。これらの幹線道路に加え、各集落において地域住民の生活に密着した町道により、全体として一つの道路網を構成している。

しかし、これら町内外を結ぶ国道400号杉峠及び主要地方道会津若松三島線黒沢峠は、冬季には積雪により通行不能となり、国道252号が主な交通路となる。

ウ 災害の要因

第1には、都市への人口集中が進んだことによる町総人口の減少と急速な高齢化に伴う災害時要援護者の増大。第2は、人々の生活様式の変化により、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高く、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。第3には、自動車利用の普及であり、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が被害を著しく拡大すると予想される。第4は、危険物の集積である。ガソリンスタンド等の危険物施設が各地区に点在しており災害が起こった場合の被害は甚大と予想される。第5は、コミュニティ意識の低下である。災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という町民一人ひとりの防災意識の向上とともに、地域社会の防災体制の整備充実が欠かせないものである。

3 災害危険個所の概要

(1) 水害危険個所

水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定により指定された、水防管理団体である町が、同法第25条の規定に基づき定めた水防計画書に掲載した当町の水防受持区域内にある河川について、洪水等の水害が予想される。

(2) 地すべり、山崩れ、土砂災害等危険個所

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山腹崩壊、崩壊土石流出及び土砂災害の危険個所は、

資料編 4 に示す個所で発生することが予想される。

4 地震災害と想定地震

(1) 既往の地震災害

過去において本町に甚大な被害をもたらした地震はないが、1611年（慶長）には会津地方における地震（M6.9）があり、隣接する金山町では、山崩れによる只見川の滞水被害や家屋の全壊、半壊等大きな被害があった。また、1964年（昭和39年）6月16日午後1時20分ごろ発生の新潟地震（M7.5）は、本町も道路、家屋被害、店舗商品、農業施設等に被害をもたらした。

(2) 地震による被害想定

福島県による地震・津波被害想定調査の結果、震源地の会津盆地西縁断層帯地震では、広範囲にわたり大規模な斜面崩壊や液状化被害の発生が見込まれ、三島町においては、最大で震度6強（マグニチュード7程度）の強い震動の発生が予想される。県内においては、交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されており、この地震による人的被害は、夜間の場合、死者が749名、負傷者は4,604名、昼間の場合は、死者が278名、負傷者は4,476名、避難者は38,366名が予想され深刻な被害が想定される。また、建物被害は木造で11,031棟（うち三島町は125棟）、非木造で342棟（うち三島町は3棟）の倒壊が想定される。交通網は、道路被害が41路線、鉄道関係は只見線外2路線が被害を受け、周辺地域からの広域的な応援や負傷者等の搬送活動に支障をきたす恐れがある。さらに、ライフラインも電気関係は電柱の倒壊や架空線の破断により約7,700世帯、水道関係は送水管・配水管の破損により約84,000世帯、電話関係は電話柱の倒壊や架空線及び地下ケーブルの破断により約29,000世帯で被害が想定される。また、冬期間においては豪雪等の影響により交通機能や住民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下におかれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが想定される。

5 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険個所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ等の作成を推進する。

第 8 節 防 災 ビ ジ ョ ン

1 災害のないまちづくり（町の基本姿勢）

過去に自然災害による多大な被害をもたらした河川については、河川改修、築堤、護岸工事等の施工により災害発生の危険は少なくなった。

しかし、豪雨、地震等の災害発生の危険もあるので、町の総合的な災害対策である地域防災計画を強化するとともに、誰もが安心して住める町とするために、自然災害の防止に努め、災害発生時には、その影響を最小限に食い止めるような防災体制を構築する。

(1) 自然災害の防止

本町は豊かな自然環境と山村文化をかけがえのない財産として、自然と調和して生活しているが、急峻な地域であるため豪雨等による災害に弱い。また、傾斜度15度以上の急傾斜地が数箇所あり、その他、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険個所、砂防指定地、保安林の指定があり、今後ともこれら指定個所の管理と定期的な調査を行うとともに、水害を中心

とした総合的な治山、治水対策を実施することにより、災害を未然に防止することが課題である。

(2) 消防・防災体制の充実

自然災害や火災等に対して強い町をつくるために、各種の防災対策事業を進めるとともに、防災情報システムの構築を図るため、防災行政無線システムの効率的な活用を図り、情報の正確化、迅速化に努める。

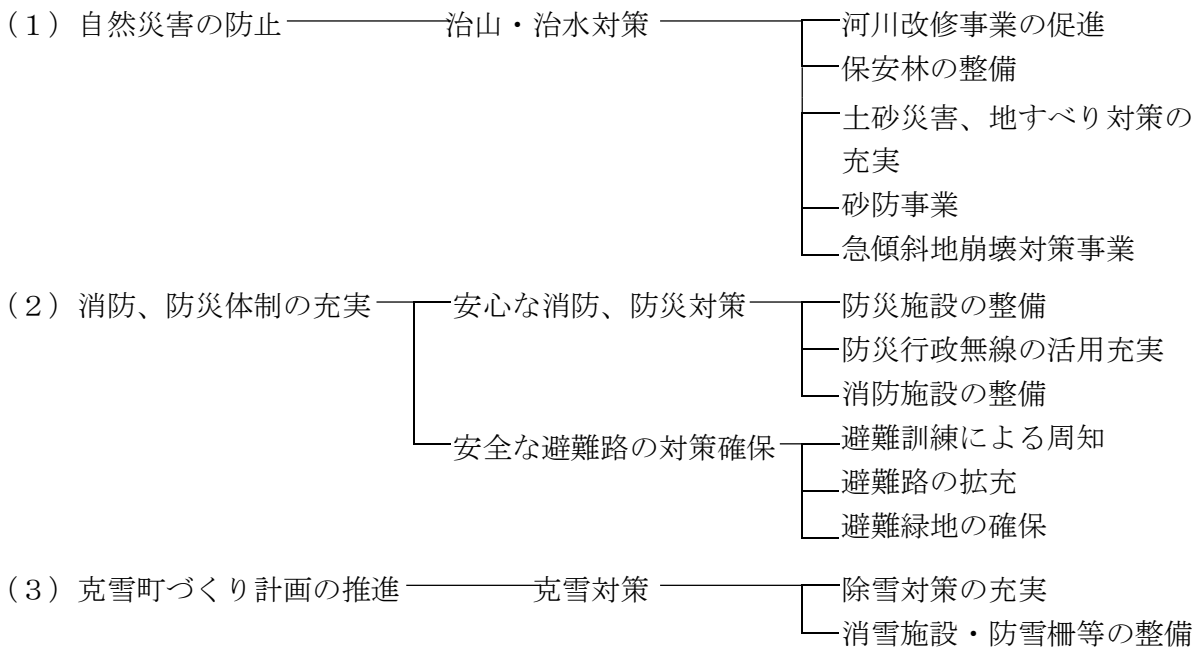
2 自主防災組織等地域における取組み

阪神・淡路大震災では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

3 防災施策の大綱



第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

(総務課)

第1 三島町防災会議

三島町防災会議は、三島町長を会長として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく、三島町防災会議条例第3条に規定する委員をもって組織する。

第2 災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づき設置し、三島町における災害を警戒し、防御する。

第3 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、各行政区等を単位として設置する。

2 組織編制

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによる。

第4 協力体制

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各行政機関及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

1 行政機関に対する町の応援要請

- (1) 知事又は他の市町村長に対する応援の要請等について迅速な対応をとれるように努めるとともに、次に掲げる事項については口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を要請する機関名
- ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ その他必要な事項

- (2) 指定地方行政機関の長に対して、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、次の(3)ア～オをもって当該機関の職員の派遣を要請することができる。

(災害対策基本法第29条)

- (3) 知事に対して、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、文書をもって指定地方行政機関の職員の斡旋を求めることができる。

(災害対策基本法第30条)

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取り扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

(4) 消防の相互応援

会津若松地方広域市町村圏整備組合管内及び金山町・西会津町・柳津町消防相互応援協定等に基づき体制の整備を図るとともに効率的な運用が図られるよう努める。

2 民間団体等に対する町の応援要請

災害時における応急対策等に対し、その積極的な協力が得られるよう災害支援協定締結等により協力体制を整える。

第2節 防災情報通信網の整備

(総務課)

災害の未然防止と被害の軽減を図るために必要な防災（業務）施設等の整備促進に関する計画とする。

1 防災（業務）施設等整備計画の内容

(1) 防災行政無線

平成5年に農村情報連絡施設（同報無線）の整備を行い、緊急災害時には予警報の伝達、避難の勧告・指示等、地域住民の生命・財産の保全を図ってきたところである。また、平成9年8月には県防災行政無線による同報系の運用が開始され、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達手段として活用する。今後は運用面での訓練、強化を図っていくものとする。（資料8のとおり）

(2) 福島県総合情報通信ネットワーク

衛星系と地上系による通信の多ルート化の整備により、迅速・的確な情報の収集等災害情報システムの充実化が図られた。

(3) 職員参集システムの整備

現在職員参集については、福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報をもとに宿日直者が防災担当へ連絡するほか、テレビ・ラジオ等の情報を基に防災行政無線により行っているが、今後、福島県総合情報通信ネットワークの端末を利用したものや、携帯電話の活用を図りEメールによる参集システムの整備を進める。

第3節 気象等観測体制計画

(総務課)

自然災害による被害を軽減するため、気象等観測体制の充実を図るとともに防災関係機関相互の連絡通報体制の強化を推進する。

1 気象等観測施設網

福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報及び(財)河川情報センターを通じての気象情報の取得に努める。

(1) 福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報

- ア 気象注意報
- イ 気象警報
- ウ 地震
- エ 台風情報
- オ アメダス
- カ 天気予報
- キ 気象レーダー情報
- ク 河川流域総合情報システム

(2) (財)河川情報センターによる情報

- ア 雨量情報
- イ 雪情報
- ウ 水位情報
- エ 警報
- オ その他

第4節 水害予防に関する計画

(産業建設課)

水害を予防するために、次の事業及び施設の整備を行うものとする。

1 災害防止林の造成に関する治山事業及び溪流又は山林等の砂防に関する通常砂防事業又は緊急砂防事業を行うものとする。

(1) 河川上昇による荒廃河川の流路整正

2 河水統制又は河川改修に関する治水事業

- (1) 未改修河川を改修し築堤護岸を施工する。
- (2) 災害の再発防止のための事業
- (3) 河道の屈曲部を矯正し、堤防の保護と河床の維持を図る。
- (4) 洪水調整ダムに係る関連施設の新設又は改修事業

3 施設の維持補修

- (1) 流下土石により河床が上昇し流水断面が不足している河川における堆砂の除去
- (2) 経年の結果河床及び護岸等の施工
- (3) 改修工事により築設した河川構造物の維持補修

4 その他

(1) 橋りょうの維持補修

町道、農道、林道に架かる橋りょうの維持補修

(2) 湛水防除事業

他動的原因により湛水したことがある地域における湛水を防除するための施設の新設又は改良工事の施工

5 災害危険箇所

災害危険箇所は、三島町水防計画書に定める水防受持区域一覧表のとおりである。

第5節 風害予防に関する計画

(産業建設課)

強風による災害を防止するため、次の事業及び対策を行うものとする。

1 風害防止事業

農耕地温、気温の調整を図り、農作物の生産増強並びに農地の保全を期するため、寒冷季節風の常風地帯に対し防風林等による防風対策に努める。

第6節 土砂災害予防に関する計画

(産業建設課)

土砂災害を防止するため、次の事業及び対策を行なうものとする。

1 地すべり防止事業

治山事業及び砂防関係事業を進め、危険防止を図るものとする。

2 地すべり防止区域の周知

県と連携を図り、注意標識を設置し住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化に努める。

3 山崩れ等の対策

コンクリート杭、鋼管杭、排水路工の施設を整備し、危険区域内の住民の生命身体及び財産の保護に努める。

(1) 危険区域内の住民に対しては、大雨注意報、大雨警報及び台風情報をもれなく伝達すること。

(2) 危険区域内に相当量の降雨があったとき又はある見込みのときは、時期を失することなく住民に避難の勧告を行なうこと。また、町長の避難勧告がなくとも住民が自主的に避難する方途を講じておくこと。

(3) 避難場所については、三島町地域防災計画に定める避難場所(資料13のとおり)を常に検討し、危険地区ごとの避難場所を指定するとともに、危険区域内の住民に周知する。

(4) 危険区域内に災害又は特異事象が発生した場合は、町長へ通報する者をあらかじめ定めておき、町長が災害等の実態を早期に把握できるよう措置を講じておくこと。

4 二次災害予防対策

危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等について整備を図るものとする。

5 土砂災害危険箇所の周知（資料4のとおり）

土砂災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の事態を常に把握するものとし、危険箇所に注意標識を設置するなどにより関係者への周知徹底を図るとともに、当該地域の住民に対しても、平常時から災害の危険性及び災害時の避難体制等について周知を図るものとする。

第7節 雪害予防に関する計画

（産業建設課）

積雪又はなだれによる災害を防止するため、並びに、交通手段の確保のため、国・県・JR等の関係機関と連携し、次の事業及び対策を行なうものとする。

1 雪害防止施設事業

- （1） なだれの発生を一時的に止める柵及び階段工の施工
- （2） 崩壊による道路の災害を防止する工作物を築造し、交通を確保する事業
- （3） 冬期間道路の異常凍結により解凍期に交通不能状態となるのを防止するため、道路の構造を改良する事業
- （4） なだれ等による交通災害を防止する工作物を築造し、交通を確保する施設事業
- （5） 冬期間における交通確保のための除雪路線計画

2 なだれ危険箇所の周知及び危険防止対策

なだれの発生しやすい危険箇所について、行政区長と連絡し、注意標識等を設置し、通行者又は関係者への周知を図るとともに、危険地域を巡視し、なだれ発生予防査察を実施し、危険防止に努めるものとする。

3 道路交通の確保

緊急輸送路の確保のために除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設、消融雪施設等の整備を推進し安全な道路の確保に努める。

4 寒冷時の避難対策

避難施設には、ストーブ等の電源を要しない暖房機器、燃料のほか、積雪寒冷時を想定した資機材（長靴、防寒具等）の備蓄に努める。

また、被災者及び避難者に対する防寒用具の整備に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のために早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、生活確保のため長期対策を検討しておく必要がある。

第8節 訓練に関する計画

(総務課)

町長は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

防災訓練は、災害応急対策計画に基づく応急対策の完全な遂行を図るため、次に掲げる計画を中心関係機関が緊密な連絡をとり、図上又は実地に行ない、総合的かつ計画的に実施するものとする。実施予定日時、実施方法はその都度定める。

1 消防訓練

三島町における消防訓練は、次の事項別に行なうものとする。

- | | | |
|-----------------|----------------|---------------|
| (1) 消防用機械器具操法訓練 | (2) 機関運用及び放水演習 | (3) 操縦訓練 |
| (4) 非常招集訓練 | (5) 人命救助訓練 | (6) 飛火警戒訓練 |
| (7) 通信連絡訓練 | (8) 破壊消防訓練 | (9) 出動訓練 |
| (10) 財産保護訓練 | (11) 林野火災防御訓練 | (12) 車両火災防御訓練 |
| (13) 自衛消防隊教育訓練 | | |

2 災害避難救助訓練

- (1) 通信連絡訓練
災害情報の伝達、被害報告、対策の連絡の訓練
- (2) 非常招集訓練
災害対策活動機関及び人員の招集訓練
- (3) 避難誘導訓練
避難命令の伝達、誘導方法、避難誘導隊の組織、編成指揮命令系統の整備及び適正避難の訓練
- (4) 警備訓練
災害時の人心動揺を未然に防御し、社会秩序の維持に努めるための訓練警戒地区の設定、立入禁止区域の設定及び交通の規制等の訓練
- (5) 救護訓練
災害時における避難者及び災害対策の実施者等の医療救護訓練、医療機関、医療従事者、保健所等の協力体制の確立及び救護班等の活動訓練
- (6) 救出訓練
災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する訓練
- (7) 物資輸送と給水訓練
救助物資の輸送、飲料水の供給訓練
- (8) 炊き出し訓練
避難者、災害対策の実施者に対して炊き出しを行なう訓練
- (9) 水難救助訓練
水難者の救助訓練
- (10) 避難救助訓練
山岳遭難者等の救助訓練

3 非常招集訓練

(1) 非常招集措置の整備

平常時において次の項目について調査し、非常招集措置の整備を図る。

ア 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等の整備状況

イ 招集の区分の整備状況

ウ 招集命令伝達、示達事項の整備状況

エ 非常招集命令簿、非常招集記録簿の整備状況

オ 非常招集の業務分担、配置要領の整備状況

カ 待機命令の基準の整備状況

キ その他非常招集のために要する事務処理状況について

(2) 非常招集命令の伝達、示達

伝達、示達の方法は、災害の緊急性から最も早く到達する方途を講ずべきものであるが、内容において特に、命令の発令者、集合日時、場所、服装携行品、招集の理由等を明示した非常招集命令票により正確なる伝達を原則とする。

(3) 集合の方法

集合の方法は、第一義的迅速に行なうべきものであるが、訓練においては集合通路の崩壊等の被害等を想定して実施するものとする。

(4) 点検

ア 伝達方法、内容の確認点検

イ 受令時間の確認

ウ 受令地から集合地までの距離、所要時間の確認点検

エ 装備、着装等の整備の点検

オ 集合人員の確認の点検

カ その他対策準備体制に関する点検

(5) 訓練後の措置

訓練は実施効果の検討を行い、非常招集の適正実施に改善是正を行うよう努め、訓練記録を記載しておくものとする。

4 水防訓練

別に定める三島町水防計画による。

5 個別訓練

必要に応じて水防訓練、通信訓練、動員訓練、災害対策本部運営訓練を実施し、災害時の初期初動体制強化に努める。

6 総合防災訓練

(1) 方針

災害対策基本法第48条の規定に基づき、町の地域における災害対策関係機関、団体及び住民が一体となり、総合的共同訓練を実施して災害応急対策活動の習熟を図るとともに、災害関係機関団体相互の協力体制及び住民の防災思想の高揚に資することを目的とする。

(2) 実施要領

火災、水害又は地震による災害状況を想定し「総合防災訓練実施要領」を策定して実施する。

ア 参加機関

- (a) 三島町役場 (b) 町の防災関係機関 (c) 応急対策活動を要する機関
(d) 防災上重要な施設 (e) 公共的団体等 (f) 町民

イ 実施場所及び時間

想定災害の種別、規模等によりその都度関係機関と協議のうえ定めるものとする。

ウ 訓練種目

想定災害状況により訓練種目を決定するが、想定災害防御訓練、災害避難救助訓練、非常招集訓練等の各項目についてできるだけ多くの項目を実施するよう努める。

エ 実施方法

(ア) 「総合防災訓練実施要領」に定め「被害規模状況」及び「訓練進行要領」に基づき参加機関がそれぞれ「細部訓練実施要領」を策定して実施するものとする。

(イ) 訓練の指揮命令系統はそれぞれ各参加機関ごとの系統によるものとし、想定に基づく訓練の進行の円滑化を図るため、参加機関からの連絡員による訓練連絡本部を設けるものとする。

7 訓練の評価と地域防災計画等への反映

訓練の実施後においては、地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

8 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 方針

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

(2) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、工場、事業所及び他消防法で定められた防火管理者は、消防法に基づき、訓練を毎年実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

(3) 自主防災組織及び住民等における訓練

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して訓練の参加実施に努める。

第9節 消防に関する計画

(総務課)

消防の組織、人員、施設等の消防力の拡充強化を図るとともに、予防消防の徹底、災害の防御、被害の軽減及び住民の安寧秩序を保持し、もって公共の福祉の増進を期するものとする。

1 消防組織の現況

(1) 消防施設等

消防施設等については、消火栓等消防水利は、消防施設整備基準による整備計画は完了しているが、消火栓、防火水槽の老朽施設については、計画的に更新、改修を図る。

消防ポンプ等の機械器具は常に点検整備に努め、更新計画に従って整備を図っていくものとする。(資料11のとおり)

2 予防消防の徹底

(1) 火災予防思想の普及徹底

火災防止を図るために、防災行政無線、広報紙及び広報車等による広報をするとともに、新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得て火災予防思想の普及の徹底を期するものとする。

(2) 民間防火の徹底

婦人防火クラブ等の協力団体等の民間消防協力組織及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、モデル団体の指定及び防火指導員を養成し、家庭防火等民間防火の徹底を図る。

(3) 防火対策の推進

火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅防災機器の普及に努めるものとする。また、公共建築物は原則として耐火構造とし、その他の建築物についても、広報により不燃及び耐火建築を促進するとともに、新築構造物及び防火対象物については、不燃化の指導を行い、火災防止を推進するものとする。

(4) 危険物等特殊防火対象物の規制

危険物施設及び特殊防火対象物等について適正な規制を行い、施設の改善及び消防用設備等の整備を促進し、危険物等特殊火災の防止を期するものとする。

(5) 初期消火体制の整備

各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、初期消火の重要性及びその方法の啓蒙指導をするため、一般家庭を対象として消火器具の使用法についての広報、講習会を実施する。

また、自主防災組織を中心とした防火訓練などを通じ、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(6) 災害時要援護者のための火災予防対策

一人暮らしの高齢者及び身体障害者等に対する住宅防火対策の推進について、優先的に住宅防火診断を実施する。

3 消防教養訓練の充実

消防教養訓練については、消防団の入校を促進し初任教養、普通教養、幹部教養、専科教養を実施するほか移動消防学校を開催して入校できない新入消防団員の訓練を実施するものとする。

(1) 消防訓練指導員の配置及び運用

消防訓練指導員の養成及び消防訓練指導員による消防教養訓練の実施要領に基づき、福島県消防協会に委託して実施するものとする。

第10節 建造物及び文化財災害予防に関する計画

(総務課・産業建設課・教育委員会)

災害による建築物の被害の未然防止とその軽減を図るために必要な対策に関する計画とする。

1 建築物の現況

本町では、鉄筋コンクリート造り等の耐火建築物は年々増加しているが、木造建築物が圧倒的に多く、耐火建築物の利点と効果を一般に啓蒙して普及に努める必要がある。

2 建築物災害予防対策の内容

(1) 建築物の不燃化

ア 公営住宅の不燃化促進

公営住宅、改良住宅等の公的住宅は、積極的にその不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配慮を考慮した団地造りを推進するものとする。

イ 民間住宅の不燃化促進

住宅の不燃化を促進するよう指導するほか、防災面での行政指導等により、民間住宅の不燃化を積極的に図るものとする。

(2) 建築物の耐震性促進

既存建築物の耐震診断・耐震補強等の施策を積極的に推進し、耐震性の確保に努めるものとする。

ア 防災上重要な建造（築）物の耐震性確保

災害応急対策は、迅速かつ的確な情報伝達とともに、避難、救助活動の拠点となる建築物が必要となるので、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保に努めるものとする。

(ア) 震災時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる役場庁舎、小中学校体育館、高齢者福祉センター、生活改善センター及び公民館等の町有施設

(イ) 震災時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる学校等は地震防災上必要であり、その耐震化に努める。

イ 一般建築物の耐震性促進

一般建築物の耐震性について広く町民の認識を深めるとともに、耐震化の指導に努める。

ウ コンクリートブロック塀の耐震性確保

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとすることを指導する。

(3) 文化財災害予防対策

1) 文化財等保護思想の普及啓発

町民の文化財等に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町及び町教育委員会は、文化財保護強調週間（毎年11月1日から7日）及び文化財防火デー（毎年1月26日）等の行事を通じて、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

2) 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3) 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4) 予防査察の徹底

消防機関は、町・町教育委員会と連携を図り、文化財施設等について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5) 訓練の実施

町・町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者等は、相互に協力し、火災発生時における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

3 防火建築街造成法、住宅金融公庫法、法令による防災建築物建設資金補助金等、融資に関する指導斡旋を行うものとする。

第 1 1 節 防災教育に関する計画

(総務課・町民課・産業建設課・教育委員会)

町は、災害の発生の防止、或いは災害発生時における被害の軽減を図るため、防災関係機関のみならず町民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身に付け、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

1 普及の方法

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行う。

- (1) 広報誌
- (2) 防災行政無線放送
- (3) 広報車
- (4) 講習会
- (5) 新聞、テレビ、ラジオ

2 広報すべき内容

(1) 町地域防災計画の概要

災害対策基本法第 4 2 条第 4 項により三島町地域防災計画の公表は、関係機関に同計画を配布し、また、広報資料等により町民への周知徹底を図るものとする。

(2) 災害発生原因についての知識

災害に関係ある気象その他災害発生原因について、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部職員等関係機関などによる講習会等での知識の普及を図る。

(3) 防災の心得

防災の組織対策が十分であっても、一般の各職場家庭で適切な措置がとられなければ万全の防災体制とは言えないことから、各人が災害を最小限に留めるための心得について周知を図る。

(4) 防災の実践的事項

災害に関する一般的な知識とともに、3 日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備や家具等の転倒防止等、家庭での予防安全対策、地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所等、町民一人ひとりが

日頃から心がけておくべき事項について十分配慮したものとする。

3 防災上重要な施設における防災教育

(1) 社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており災害発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、災害に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日頃から定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

(2) 旅館等における防災教育

ア 避難誘導訓練等の実施

旅館等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

4 学校教育における防災教育

学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

5 主要広報活動行事の期間等

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| (1) 防霜対策（4月中旬～5月下旬） | (2) 台風に対する心構え（6月～7月） |
| (3) 風水害の予防（5月～9月） | (4) 防災の日（9月1日） |
| (5) 春の火災予防運動（4月～5月） | (6) 豪雪、なだれの災害予防 |
| (7) 秋の火災予防運動（11月9日～11月15日） | (8) 地すべり防止対策 |
| (9) 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日） | |
| (10) 防災とボランティアの日（1月17日） | (11) 防災週間（8月30日～9月5日） |

第12節 自主防災組織の整備に関する計画

(総務課)

災害防止又は被害の軽減を図るため、地域住民及び事業所等が災害時に迅速な行動がとれるよう自主的な防災組織の結成と育成を図る。

1 自主防災組織の現況

本町における自主防災組織には、行政区・婦人防火クラブ等がある。

2 自主防災組織の結成促進及び育成指導

各種防災訓練に住民の参加を求め、自主防災組織の充実強化に努め、防災思想の普及徹底と隣保互助精神の向上を図って行く。

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成

ア 結成促進

自主防災組織の結成のためには、町及び消防機関による指導の積み重ねが必要であることから、あらゆる機会をとらえて関係者に対し、自主防災組織の意義を強調し、各種団体等を単位とするコミュニティ組織の一環としての自主防災組織の結成を促進する。

また、婦人防火クラブ等民間防火組織を自主防災組織の中に位置付ける等、一体となった活動ができるよう体制づくりを促進するものとする。

イ 編成基準

地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、各集落単位の規模で編成することが望ましい。

ウ 育成

(ア) リーダーの育成

自主防災組織の活動を活発にするためには、中核となるリーダーの役割が重要であることから、各種の防災関係講習会等に積極的に参加するよう促進する。

(イ) 施設

活動の拠点となるべき施設及び防災資材は、国の補助事業等により計画的に整備する。

(ウ) 活動要領の作成と指導

町は活動マニュアル等を作成し、自主防災組織が実施する防災訓練に対し積極的に指導する等、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施や高齢者、心身障がい者、乳幼児等の「災害時要援護者」の避難誘導等、各種の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

(2) 自主防災組織の活動

ア 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

(ア) 各自の任務分担

(イ) 地域内での危険箇所

(ウ) 訓練計画

(エ) 各世帯への連絡系統及び連絡方法

(オ) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法

(カ) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法

(キ) 消火用水、その他の防火資機材等の配置場所の周知及び点検方法

イ 日常の自主防災活動

(ア) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会等を活用して正しい防災知識の普及啓蒙に努める。

なお、民生委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の確認にも努めるものとする。

(イ) 防災訓練等の実施

災害時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。そのため、町及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練の実施に努める。

- ① 災害情報の収集伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 応急手当の実施訓練
- ④ 給食給水訓練
- ⑤ 避難訓練

(ウ) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対処できるよう備えるものとする。

(3) 事業所の自衛消防組織の設置

消防法等の規定により消防計画書を作成し、自衛消防組織を設置している事業所については、防災活動の充実・強化を図り、自主防災組織を整備するとともに、特に法令により設置を義務づけていない事業所についても、設置について育成指導をすすめるものとする。

(ア) 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所

(イ) 旅館等多数の人が利用する事業所

(ウ) 危険物、高圧ガスの貯蔵所又は取扱所

第 13 節 要配慮者の予防対策

(町民課)

災害において、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(1) 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- ① 要介護認定 3～5 を受けている者
- ② 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③ 療育手帳 A を所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 町の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で町が支援の必要があると認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由

(3) 要配慮者情報の利用及び取得

① 町内部での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障害者等の情報を集約する。

② 都道府県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 49 条の 10 第 4 項の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、町が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と共有

町は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも 6 ヶ月に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿を情報提供している避難支援等関係者にも定期的に周知する。

① 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障害者等が、新たに転入してきた場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

② 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障害者等が、要介護認定等の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

③ 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

④ 長期入院・入所

避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

2 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、町が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

① 消防機関 ② 警察 ③ 民生委員 ④ 社会福祉協議会 ⑤ 自主防災組織

⑥ 行政区長 ⑦ 社会福祉事業者

⑧ その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

(2) 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

① 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

- ② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- ④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者に限定するよう指導する。
- ⑥ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- ⑦ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報取扱いに関する研修を開催する。

3 避難のための情報伝達

町は、災害が発生するおそれがある場合は、「三島町避難勧告等の発令基準」に基づき、避難勧告等を適切に発令し、その発令に当たっては要配慮者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意して行う。

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たっては、「自主避難の呼びかけ」、「避難注意情報」等の「避難準備情報」の発令が重要であるため、適切に「避難準備情報」を発令する。その発令・伝達に当たっては、高齢者、障害者等にもわかりやすい言葉や表現を使って行う。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は、迅速かつ着実に避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、携帯端末等による緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせること。

4 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者が、あらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うとともに、町は平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請する。

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

町は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

第 1 4 節 ボランティアとの連携

(町民課)

大規模な災害発生時には、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられることから、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制について検討する。

また、ボランティアの受け入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進める。

2 ボランティア団体等の把握、登録等

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされることが予想される。これらのボランティアは組織化された集団ではない場合が多く、町が個々のボランティア活動を把握する。そのため、町は、日本赤十字社三島分区、社会福祉協議会等と連携を図りながらボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

3 ボランティアの受入れ体制の整備

(1) 情報提供

ボランティア、特に被災地域外からのボランティアは、活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのか、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。そのため、町は、関係機関等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、情報提供に努めるものとする。この場合において、当町の総合的な窓口は、災害対策本部厚生部福祉衛生班が担当となる。

(2) コーディネート体制の整備

町は、社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携をとりながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。この場合において、行政組織内においてはボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また、自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

町においては、日本赤十字社三島分区、社会福祉協議会、一般ボランティアコーディネート組織（一般ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ災害ボランティア組織）等と連携を図りながら、災害時におけるボランティアセンターの設置・立ち上げなどを含むコーディネート体制の整備を図るものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくものとする。

(3) ボランティア保険

ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図り、ボランティア募集を行った場合等のボランティア保険の公的助成について検討する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制（災害対策本部の設置）

（総務課）

町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町内における災害対策を実施するため、町長が必要と認めるときは、本計画の定めるところにより「三島町災害対策本部」を設置する。

1 災害対策本部設置前の組織計画

本部設置に至らない災害については、平常時の町の組織をもって対処するものとする。

2 災害対策組織計画

（1）災害対策本部

町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係機関相互間の連絡調整を図る。

ア 設置基準

町長は、町内に災害発生のおそれがあるとき又は発生した場合、その災害の予防、拡大防止又は救護、救援若しくは応急復旧活動を円滑に実施するため、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとし、その基準は次のとおりとする。

（ア）大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

（イ）災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。

（ウ）災害救助法が適用される災害が発生したとき。

イ 解散

本部の解散は災害の応急対策が終了した場合及び災害対策本部長（以下「本部長」という。）がその必要がないと判断したときは解散する。また、本部は、発生した災害の応急対策措置が完了し、平常の体制で処理できると認められるに至ったときは、本部長の指示により解散する。ただし、設置が前（1）のアの（ウ）の基準によった場合は、本項前段のほか当該法の規定に基づく救助が完了した場合に解散するものとする。

ウ 設置・廃止時の通報先

本部を設置・廃止したときは、速やかに次の機関に通報する。

（ア）福島県知事（会津地方振興局）

（イ）隣接町村長

（ウ）指定地方行政機関の長

エ 大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は副町長が決定し、それも困難な場合には総務課長を第3順位とする。

オ 動員伝達法

動員の伝達は、総務課長より防災担当者を通じて各所属長へ連絡するものとする。

また、勤務時間外、休日等における伝達方法は、防災担当者が防災行政無線、電話等により各所属長へ連絡するものとする。

カ 本部会議

本部長は、災害対策の実施上必要があるときは、災害対策副本部長及び災害対策本部員をもって構成する本部会議を招集する。会議の内容はおおむね次のとおりである。

（ア）報 告：気象情報、災害情報、配備体制、各対策部の措置事項

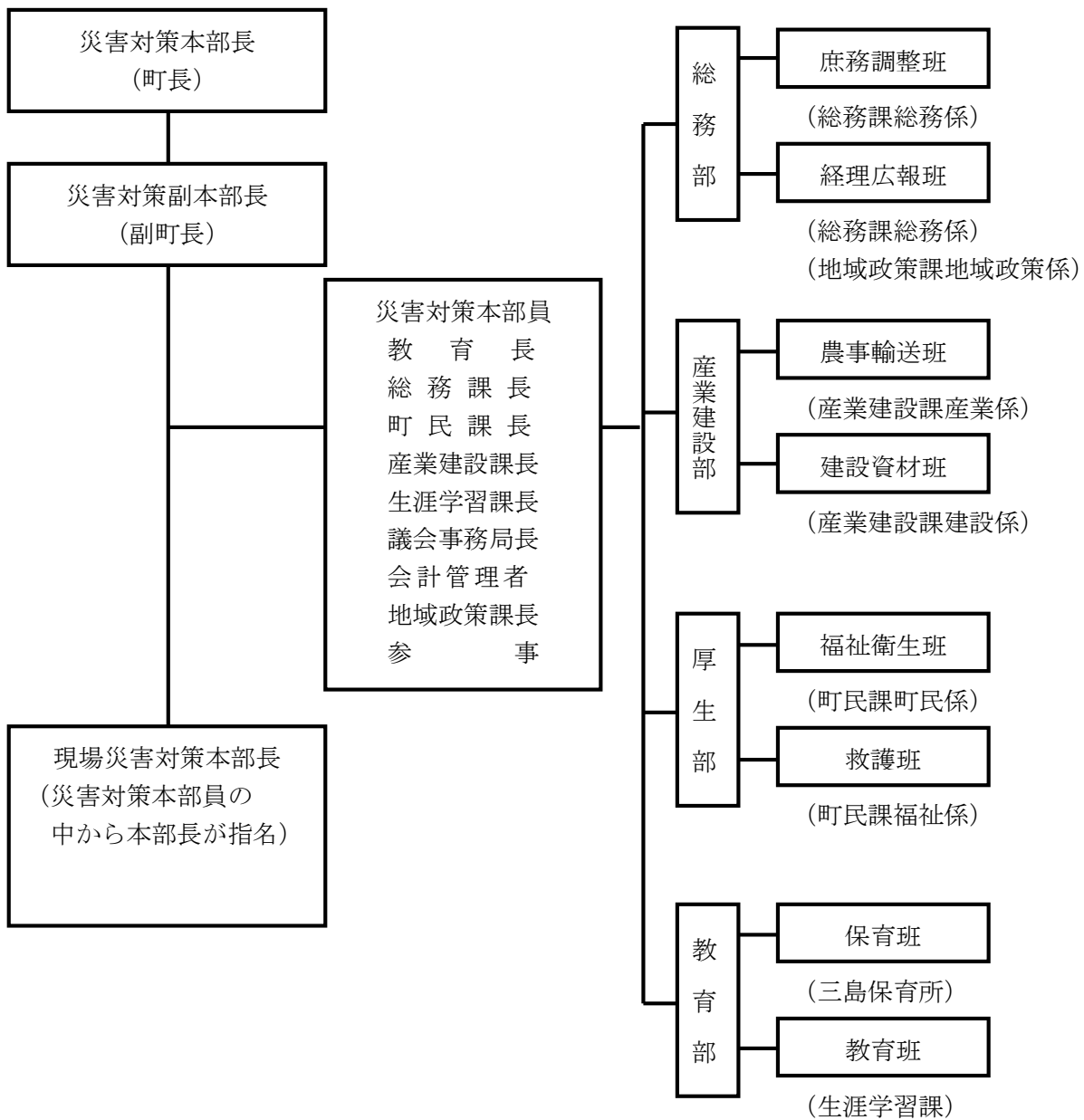
(イ) 協議事項

- a 応急対策、各対策部門調整事項の指示
- b 他市町村応援要請の要否
- c 自衛隊災害派遣要請の要否
- d 災害救助法適用申請の要否
- e 被害状況視察隊編成の要否
- f 被害者に対する見舞金品の給付決定
- g 次回本部会議開催予定日時の決定

キ 組織編成

災害対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

本部の組織編成



(2) 各班の事務分掌

課名	班名	事務分掌
総務部 (総務課)	庶務調整班 (総務係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部の庶務に関すること。 3 総合的災害対策の樹立と各課との連絡調整に関すること。 4 本部長の命令の伝達に関すること。 5 消防機関との連絡に関すること。 6 災害救助法の適用に関する全般的な具体策の樹立及びその実施に関すること。 7 各課等との連絡調整に関すること。 8 県又は他町村に対する職員の派遣及び派遣の斡旋に関すること。 9 自衛隊の要請等に関すること。 10 国、県に対する報告事務に関すること。 11 防災会議関係機関との連絡調整に関すること。 12 被害状況に基づく各種申告等の期限の延長公示に関すること。 13 職員の非常招集に関すること。 14 災害時における職員の動員及び調整に関すること。 15 議会との連絡調整に関すること。 16 他の課に属しない所掌事項。 17 本部長の命ずる応急対策に関すること。
総務部 (総務課) (地域政策課)	経理広報班 (総務係) (地域政策係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助基金の出納に関すること。 2 災害応急対策に要する経費の経理に関すること。 3 災害対策本部その他勤務員の給与に関すること。 4 罹災者に対する給与に関すること。 5 災害対策費の予算措置に関すること。 6 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。 7 応急復旧資金の斡旋等に関すること。 8 災害救助基金の運用に関すること。 9 気象情報の接受及び通報に関すること。 10 災害情報の収集連絡に関すること。 11 県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること。 12 被災者に対する公的徴収金の減免等に関すること。 13 地区との連絡調整に関すること。 14 新開発表、ラジオ放送、テレビ放送、防災行政無線、広報車による広報活動、その他広報に関すること。 15 災害写真の撮影、収集、記録等に関すること。 16 本部長の命ずる応急対策に関すること。

<p>産業建設部 (産業建設課)</p>	<p>農事輸送班 (産業係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物及び森林の被害調査並びに応急対策に関する事。 2 農薬、肥料の確保、配分に関する事。 3 応急用米穀、そ菜及び調味料の調達、斡旋に関する事。 4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達斡旋に関する事。 5 農林畜産関係の補助と融資起債等に関する事。 6 その他農林業全般に関する事。 7 農業気象に関する事。 8 被災農業者に対する農林金融に関する事。 9 主食の配給の特別措置。 10 農産物の防虫及び駆除に関する事。 11 森林病虫害の防除及び駆除に関する事。 12 農地及び農業用施設の被害調査及びその応急対策に関する事。 13 災害応急国有林の需要量の掌握及び払い下げの斡旋並びに森林管理署との連絡に関する事。 14 農業水利の確保に関する事。 15 自動車等の配車に関する事。 16 商工業関係の被害調査に関する事。 17 被害時における労働力確保に関する事。 18 その他商工業全般に関する事。 19 被害地区における消費者保護対策に関する事。 20 物価対策の連絡調整に関する事。 21 被害労働者の福祉に関する事。 22 本部長の命ずる応急対策に関する事。
<p>産業建設部 (産業建設課)</p>	<p>建設資材班 (建設係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 その他土木全般に関する事。 4 建設事務所等からの公共土木施設被害報告の収集に関する事。 5 河川の被害の調査並びにその応急復旧に関する事。 6 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事。 7 下水道の被害調査及びその対策に関する事。 8 町営住宅等の応急復旧に関する事。 9 仮設住宅の建築に関する事。 10 災害応急住宅等の建設に要する資材の調達及び斡旋に関する事。 11 被災地における飲料水の供給に関する事。 12 水道施設等の被害の調査に関する事。 13 水道施設等の応急復旧に関する事。

		<p>14 ライフライン（電気・ガス等）の確保に関すること。</p> <p>15 林道施設及び治山施設の被害の調査並びにその応急復旧に関すること。</p> <p>16 林業用施設の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>17 災害時における木材及び薪炭の調達並びに斡旋に関すること。</p> <p>18 応急対策のための食糧品類（かん詰、漬物等）毛布、衣料品等その他生活必需品及び資材等の調達に関すること。</p> <p>19 金属製品等の調達に関すること。</p> <p>20 被災時における高圧ガス及び火薬類の取締りに関すること。</p> <p>21 役場庁舎、附属施設等の被害の調査並びにその他応急復旧に関すること。</p> <p>22 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>
厚生部 (町民課)	福祉衛生班 (町民係)	<p>1 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。</p> <p>2 遺体の処理及び埋葬に関すること。</p> <p>3 災害義援品金・ボランティアの受付等に関すること。</p> <p>4 医療機関の被害の調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>5 環境衛生及び食品衛生の保持に関すること。</p> <p>6 災害救助に関すること。</p> <p>(1) 被災者の避難及び収容所の設置に関すること。</p> <p>(2) 炊き出し及び食料品の給与に関すること。</p> <p>(3) 被災者の生活相談、援護に関すること。</p> <p>7 社会福祉関係施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>8 高齢者福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>9 被災地区における心身障がい者（児）世帯の援護対策に関すること。</p> <p>10 心身障がい者（児）福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>11 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>
厚生部 (町民課)	救護班 (福祉係)	<p>1 医療、助産及び防疫、清掃に関すること。</p> <p>2 被災地区における応急救護に関すること。</p> <p>3 被災者に対する援護対策に関すること。</p> <p>4 被災地区における児童及び母子世帯等の援護対策に関すること。</p> <p>5 避難対策に関すること。</p> <p>6 被災地区における高齢者世帯の援護対策に関すること。</p> <p>7 児童福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。</p>

		8 本部長の命ずる応急対策に関すること。
教育部 (生涯学習課)	保育班 (保育所)	1 災害時における保育児の避難対策に関すること。 2 災害時における応急救護に関すること。 3 本部長の命ずる応急対策に関すること。
教育部 (生涯学習課)	教育班	1 学校施設の被害の調査及び応急対策に関すること。 2 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 3 被災した児童及び生徒に対する学用品の調達及び斡旋等に関すること。 4 被災した児童及び生徒び保健管理に関すること。 5 学童の避難に関すること。 6 被災地の養護教育の確保及び教職員の動員に関すること。 7 体育施設の被害の調査に関すること。 8 文化財等の被害の調査に関すること。 9 その他社会教育施設の応急復旧対策に関すること。 10 公民館等の被害の調査に関すること。 11 本部長の命ずる応急対策に関すること。

備考 事務分掌によるもののほか、本部長の命により必要に応じ、他部又は他班の行う事務について応援するものとする。

3 災害対策本部員会議

- (1) 本部長は、本部を設置し、必要に応じて災害対策本部員会議（以下「会議」という。）を招集する。
- (2) 会議は、三島町災害対策本部組織編成表に掲げる者をもって開く。
- (3) 災害対策本部員は、所掌事項に関する必要な資料を会議に提出するものとする。
- (4) 災害対策本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務課長にその旨を申し出ることとする。

4 本部連絡員

- (1) 本部連絡員は、経理広報班が担当する。
- (2) 本部連絡員は、本部に常駐し、災害応急対策の推進に当たるものとする。
- (3) 本部連絡員は、積極的に相互協力を行い被害状況及び災害対策に関する全般の情報及び資料の収集、報告及びその整備に努めるものとする。
- (4) 本部連絡員において措置することが困難な事項については、本部連絡員は速やかにその旨を各班長に連絡し、その円滑な処理を図るものとする。

5 被害報告の取扱い

- (1) 被害状況の掌握
 - ア 被害の状況は各部の班長において掌握するものとする。
 - イ 各班長は自班に直接関係のない被害状況でも、町民その他から緊急の報告を受けたときは、速やかにこれに関係の班長に伝達するものとする。
 - ウ 各班長はそれぞれの所掌事項に関し掌握した被害の状況を次により本部連絡員に通知するものとする。
 - (ア) 被害が累増する見込みのときは、集計日時を明記し随時通知する。
 - (イ) 被害の全般の状況が把握されているか否かを明らかにするとともに、これが不明の

地域について班の範囲を通知するものとする。

(ウ) 通知の様式は、被害状況報告書(資料7)に定めるところによる。

(エ) 必要に応じて警察署、消防署、東北電力㈱、東日本電信電話㈱その他の関係機関と緊密な連絡をとり、必要な情報収集に努める。

(2) 被害状況の取りまとめ

総務課長は、被害の状況を取りまとめ、県その他に対する報告及び要望等に関する資料とするものとする。

(3) 被害調査班

本部長は、被害の状況の迅速かつ統一的な把握を行うため必要があるときは、関係の班員で被害調査班を編成し、現地調査を行わせる。

6 災害対策本部の活動要領

(1) 非常配備

ア 非常配備の基準

(ア) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため非常配備の体制をとるものとする。

(イ) 非常配備の種別、内容、時期等の基準については、別表「非常配備に関する一般基準」のとおりとする。

(ウ) 各班長は、事務分掌に基づき、各班ごとの配備基準を定めこれを班員に徹底しておくものとする。

別表「非常配備に関する一般基準」

1 災害対策本部設置前

(1) 事前配備 指揮者：総務課長

配備職員：総務課、産業建設課の職員、その他必要と認める関係各課

種別	配備時期	配備内容
事前配備	1 大雨、台風、降雪期において、次の各注意報の1以上が発令され、なお警報が発令が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 (1) 風雪注意報 (2) 強風注意報 (3) 大雨注意報 (4) 大雪注意報 (5) 洪水注意報 (6) その他 2 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。	情報連絡のため、総務課、産業建設課の人員をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。

- (2) 警戒配備 指揮者：総務課長
 配備職員：関係課等の職員

種別	配備時期	配備内容
警戒配備	1 大雨、台風、降雪期において、次の各警報の1以上が発令されたとき (1) 暴風警報 (2) 暴風雪警報 (3) 大雨警報 (4) 大雪警報 (5) 洪水警報 (6) その他 2 震度4の地震により人的被害及び住宅被害が発生したとき。 3 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。	関係各課業務の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。

2 災害対策本部設置後

- (1) 第1非常配備 指揮者：町長
 配備職員：全所属課の職員数の50パーセント

種別	配備時期	配備内容
第1非常配備	1 町域に局地的災害が発生し、さらに、複数地域で災害が予測される時。 2 震度5弱以上の地震が発生し、甚大な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	関係各課の所要の人員をもって当たるもので、突発的災害に対し応急措置をとり救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズにできる体制をとり、速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。

- (2) 第2非常配備 指揮者：町長
 配備職員：全所属課の職員数の100パーセント

種別	配備時期	配備内容
第2非常配備	1 町内の全域にわたって、災害が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、複数地区について救助活動を行い、また、その他町内全域に被害が拡大するのを防止できる体制とする。

(2) 事前配備下の活動（災害対策本部設置前）

ア 庶務調整班は、気象情報連絡機関（県災害対策グループ、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部等）から、気象情報、対策情報等を確実に収集するとともに、現地の情報及びラジオ、テレビ等の情報も収集し、直ちに総務課長、産業建設課長に報告するものとする。

イ 各班長は、相互に情報を交換して当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

ウ 事前配備につく職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機するものとする。

エ 事前配備を行う各班の責任者は、庶務調整班からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行うものとする。

オ 事前配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

(3) 警戒配備下の活動（災害対策本部設置前）

ア 総務課長及びその他の関係班長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するものとする。

イ 総務課長は、災害に関する情報及び町民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、防災行政無線、電話、広報車等をもって、町民に対して速やかにその周知を図るものとする。

ウ 総務課長は、関係各班長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断し応急措置を行う。

エ 警戒配備につく職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機するものとする。

オ 警戒配備を行う各班の責任者は、庶務調整班からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行うものとする。

カ 事前配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

キ 各班長は、次の措置をとり、その状況を随時総務課長に連絡するものとする。

(ア) 状況を関係各班の職員に周知徹底させ、所要の人員を配置につかせる。

(イ) 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。

ク 総務課長及びその他の関係班長は、速やかに非常配備に移行できる体制をとる。

(4) 第1非常配備下の活動（災害対策本部設置後）

ア 第1非常配備が指令された後及び被害が発生した後は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

イ 本部の機能を円滑ならしめるため、災害対策本部室を町長室、本部員室を総務課に設置する。

ウ 総務課長及びその他の関係班長は、情報の収集及び伝達の体制を更に強化するものとする。

エ 総務課長は、関係各班長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について必要のある都度随時これを本部長に報告するものとする。

オ 総務課長は、災害に関する情報及び町民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、防災行政無線、電話、広報車等をもって、町民に対して速やかにその周知を図るものとする。

カ 各班長は、次の措置をとり、その状況を随時本部に連絡するものとする。

(ア) 状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。

(イ) 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。

キ 本部連絡員は、本部に集合するものとする。

ク 本部長は、必要に応じ災害対策本部員会議を招集するものとする。

(5) 第2非常配備下の活動（災害対策本部設置後）

第2非常配備が指令された後及び被害が発生した後は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(6) 動員伝達

動員伝達は、総務課長より総務課職員を通じて各所属長へ伝達するものとする。

(7) 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、非常配備に関する一般基準に基づき、直ちに役場庁舎又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、総務課へ直ちに報告するものとする。

7 その他

(1) 記録の励行

本部長の発する指令等又は班長が発する指示連絡等の伝達若しくは町民、県会津地方振興局長等から本部あての報告、要請、照会等の受領に当たる職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、常にこれを記録し、その伝達及び受領の確実を期するものとする。

(2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌は、その都度本部長が定めるものとする。

8 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、知事の指示を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し又は県が行う救助事務の補助をする。この場合、町の救助体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

第2節 相互応援協力

(総務課)

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

1 防災関係機関への応援要請

町長は、町の災害応急措置を実施するにあたり、町職員のみでは不足し応援の必要があると認めるときは、各関係機関及び民間団体組織の応援（協力）を求めるものとする。

(1) 行政機関に対する応援要請

ア 町長は、町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要が認められるときは、災害対策基本法第68条の規定により、県知事に対し応援（職員の派遣を含む。以下同じ）又は、応援の斡旋を求めるものとする。

イ 町長は、町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要が認められるときは、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。

ウ 町長は、町の災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、災害対策基本法29条の

規定に基づき、指定行政機関の長に対し知事との協議のうえ、職員の派遣を要請するものとする。

エ 町長が知事又は他の市町村長に応援又は応援の斡旋を求める場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を要請する機関名
- (ウ) 応援を要請する職種別人員、物資等
- (エ) 応援を必要とする場所、期間
- (オ) その他必要な事項

オ 町長は、町の災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、消防組織法第21条の規定により、消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請するものとする。

2 公共的団体等との協力

町は、公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行い、これらの団体等の協力業務及び協力方法についても明確にしておくものとする。

- (ア) 異常気象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他の関係機関に連絡すること。
- (イ) 災害に関する予・警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (ウ) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (エ) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (オ) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- (カ) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- (キ) 被害状況の調査に協力すること。
- (ク) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (ケ) 被災証明書交付事務に協力すること。
- (コ) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第3節 気象及び災害情報に関する計画

(総務課、産業建設課)

災害時における災害の情報収集・報告・伝達は、災害応急対策の基本であり、その任に当たる者は、適正かつ迅速に行うものとする。

1 情報の収集

県における気象業務法に基づく予・警報を受信したときは、直ちに総務課は、地域関係団体に連絡するものとする。

(1) 一般の注意報及び警報

種 類	内 容
<p>1. 注意報</p> <p>ア 気象注意報</p> <p> (ア) 風雪注意報</p> <p> (イ) 強風 〃</p> <p> (ウ) 大雨 〃</p> <p> (エ) 大雪 〃</p> <p> (オ) その他の気象注意報</p> <p> a 濃霧注意報</p> <p> b 雷 〃</p> <p> c 乾燥 〃</p> <p> d なだれ 〃</p> <p> e 着(氷)雪 〃</p> <p> f 霜 〃</p> <p> g 低温 〃</p> <p> h その他の異常気象</p> <p>イ 地面現象注意報</p> <p>ウ 浸水注意報</p> <p>エ 洪水注意報</p> <p>2. 警報</p> <p>ア 気象警報</p> <p> (ア) 暴風警報</p> <p> (イ) 暴風雪 〃</p> <p> (ウ) 大雨 〃</p> <p> (エ) 大雪 〃</p> <p>イ 地面現象警報</p> <p>ウ 浸水警報</p> <p>エ 洪水警報</p> <p>3. 特別警報</p> <p>ア 気象特別警報</p> <p> (ア) 大雨特別警報</p> <p> (イ) 大雪特別警報</p> <p> (ウ) 暴風特別警報</p> <p> (エ) 暴風雪特別警報</p> <p>イ 高潮特別警報</p> <p>ウ 波浪特別警報</p>	<p>風雪、強風、大雨、大雪等気象現象により災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害があると予想される場合にその旨を注意して行う予報</p> <p>浸水によって災害があると予想される場合に、その旨を注意して行う予報</p> <p>洪水によって災害があると予想される場合に、その旨を注意して行う予報</p> <p>重大な災害が起こるおそれの旨を警告して行う予報。</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等の地面現象に関する警報</p> <p>浸水に関する警報</p> <p>洪水に関する警報</p> <p>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、他k塩によって重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。</p>

(2) 水防活動用の予報及び警報

次表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる一般の注意報及び警報をもって代えるものとする。

ア 水防活動用気象注意報	大雨注意報
イ 水防活動用気象警報	大雨警報
ウ 水防活動用洪水注意報	洪水注意報
エ 水防活動用洪水警報	洪水警報

(3) 注意報及び警報の実施要領

ア 前記の注意報及び警報は、注意報又は警告の必要がなくなった場合解除する。またその種類にかかわらず、これらの注意報又は警報が継続中に新たに行われたときは、切り替えられるものとする。

イ 2つ以上の注意報、警報が同時に行われる場合もある。

ウ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象注意報に含めて行う。

(4) 気象通報

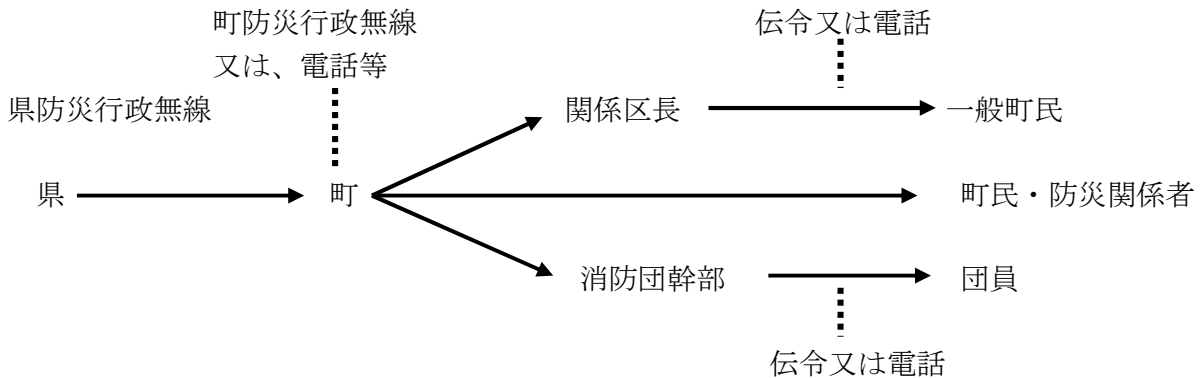
火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報は、おおむね次のとおりとする。

「イ」の基準 実効湿度60%以下、最小湿度40%を下回り最大風速8m/sを超える見込みのとき。

「ロ」の基準 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨降雪中は通報しないこともある。

(5) 注意報、警報等の通知及び周知



(6) 町における「気象警報、注意報及び情報等の取扱要領」は次のとおりである。

ア 気象警報等及び霜注意報の受領並びに伝達

福島県地方気象台から福島県民安全領域災害対策グループを経て町に通知される気象業務法及び消防法に基づく、警報、注意報、気象情報及び火災予防のための気象通報（以下「気象通報等」という。）は、霜注意報を除き、総務課長が受領し、気象業務法に基づく霜注意報については産業建設課長が受領するものとする。

イ 総務課長及び産業建設課長は前項により、受領した場合は、速やかに課内及び関係先へ必要な伝達を行うとともに、重要と認められるものについては上司に報告するものとする。

ウ 総務課長は、関係機関及び発見者等から異常気象が刻々と推移し、災害の発生のおそれがあるような現地の情報を受領したときは、その内容により、速やかに上司に報告するとともに、関係課長へ所要の連絡を行うものとする。

エ 産業建設課長は、関係機関及び発見者等から洪水の発生のおそれがあるような雨量、水位又は、流量の状況その他の水防に関する情報を受領したときは、その内容により、速やかに上司に報告するとともに、関係課長へ所要の連絡を行うものとする。

オ 夜間休日等の気象通報等及び霜注意報の取扱い

町に通知される上記警報等の夜間休日等の取扱いは宿直者が受領・記録し、「(9)休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領」により必要な連絡を行うものとする。

カ 受領伝達に関する業務担当者として記録の整備

(ア) 気象通報及び霜注意報の受領、伝達に関する取扱いの責任を明らかにするため、あらかじめ各課において業務担当者を定めて総務課長へ届け出ておくものとする。

(イ) 受領、伝達に関する記録については、日直日誌に記録するものとする。

(7) 総務課長及び産業課長の伝達相当区分表

伝達責任者及び気象通報等の相当区分	伝 達 先
<p>【総務課長】</p> <p>気象警報 暴風雪、大雪、暴風、大雨</p> <p>気象注意報 強風、濃霧、異状乾燥、なだれ、風雪、着(氷)雪、異状低温、その他異状現象</p> <p>気象情報 水防関係を除く</p> <p>火災気象通報</p> <p>各種警報 洪水、浸水</p> <p>気象注意報 風雨、大雨、融雪、雷雨</p> <p>各種注意報 浸水、洪水</p> <p>気象情報 (水防関係) 水防法に基づく水防警報等</p> <p>【産業建設課長】</p> <p>霜注意報</p>	<p>伝達責任者は、それぞれ上記の「(6) 気象警報、注意報及び情報等の取扱要領」によりの確に通報するものとする。</p>

(8) 災害対策基本法第54条第4項により気象庁、県及び関係機関に通報義務を持つ事項

ア 気象に関する事項

著しく異常な気象、例えば竜巻、強い降雪

イ 地象に関する事項

地震関係、頻発地震

ウ 通報の宛て先は、福島地方気象台を原則とするが、測候所または、気象通報所でもよいものとする。

(9) 休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領

ア 災害発生（被害）報告の受信及び通報

受信内容については宿日直日誌に記録し、直ちに連絡体制表によって通報すること。

通報の区分	通 報 先			受信の要点
	課 名	順位	職 名	
災害で下記以外に 関するもの	総務課	1	総務課長	(1) 受信日時及び発名 (2) 災害発生年月日 (3) 場所 (4) 被害原因 (5) 被害の概要
		2	総務係長	
霜注意報等農政に 関するもの	産業建設課	1	産業建設課長	
		2	産業係長	

注1 通報区分にかかわらず、総務課には必ず通報すること。

注2 特定の課を指定して通報があった場合は、上記の通報と併せて当該課の責任者へ通報すること。

イ 気象通報の受信及び通報

受信内容を宿日直日誌に記録し、直ちに次の区分により通報すること。

連 絡 先		種 類
課 名	職 名	
総 務 課	総務課長	風雪、強風、大雨、大雪、洪水の警報、注意報
産業建設課	産業建設課長	霜注意報、低温等農政に関する気象情報

第4節 通信の確保

(総務課)

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

1 通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

ア 町は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。

イ 町は、災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信及び町・県防災行政無線により速やかに行う。

ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

(2) 通信の統制

ア 災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

(3) 各種通信施設の利用

ア 町は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、警察通信設備及びアマチュア無線クラブ、赤十字奉仕団等の協力を得て無線施設の利用を図る。

2 防災行政無線の運用

防災行政無線は、役場を中心として災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため、また、各種の防災活動に関する諸情報の伝達収集の役割を担うものである。

(1) 防災行政無線施設

防災行政無線施設の回線構成及び配置図は資料8のとおりである。

(2) 防災行政無線の運用については、三島町防災行政無線局管理運用規程の定めるところによるものとする。

3 通信途絶における措置及び非常無線通信の運用

災害時における通信途絶は、常につきまとう問題であり、この対策措置等については、災害の種別により各々異なるところであるが、災害時における通信情報の確保の重要性から次の要領のいずれかを活用して的確な通信を行うものとする。

(1) 公衆通信における非常通報の取扱い

災害時における通報は、特に急を要する通信であるために、電気事業通信法によって「非常電報、非常通話」及び「緊急電報、緊急通話」の優先度が定められている。

(2) 専用通信施設における非常通報の取扱い

ア 有線の専用通信施設を有している機関は、警察、鉄道、電力会社等であり、非常通報に利用できることから（電気事業通信法第8条）、技術面について関係機関との協議を整えておくものとする。

イ 無線の専用通信施設の利用

一般に災害の場合は、有線回線途絶のため無線通信によることが多くなるので、各課に設置してある無線電話の実施時期、取り扱われる通信の内容、取扱要領等について、習熟しておく必要があり、常時通信訓練を実施するとともに、この円滑なる活用を図るため相互に協議しておくものとする。

(3) 非常通信実施時期

非常通信は、次の2つの場合にその取扱いを開始するものとする。

ア 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することが著しく困難であるときに、非常通報を疎通するために無線局が実施すること。

イ 非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、非常通報を疎通するために総務大臣が無線局に実施を命じたとき。

(4) 非常通報として取り扱われる通信内容及び送信順位

非常通報の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとされている。

ア 人命の救助に関する通報

イ 天災の予報に関すること（主要河川の水位に関する通報を含む）

ウ 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報

エ 遭難者救援に関する通報

オ 通信、電話回線の復旧のため緊急を要する通報

カ 道路の修理、被災者の輸送、経済物資の緊急輸送等のために必要な通報

キ 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報

中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長

地方防災会議会長、災害対策本部長

ク 電力設備の修理復旧に関する通報

ケ その他の通報

4 被害状況報告

(1) 被害状況の掌握

災害による被害が発生した場合における各部門別の被害の状況は、別紙（第3章第1節の事務分掌）によりそれぞれの所管事項に関し、関係各係において掌握するものとする。各係において掌握した被害の状況は各課毎にとりまとめ総務課に報告するものとする。

(2) 夜間及び休日等の被害報告の収集及び通報の要領

被害が予想される状況下にある場合には、おおむね関係各係は待機し掌握に努めるものとするが、予想されない突発的な被害等については、住民等の通報により被害を覚知した場合には、宿日直者は直ちに災害連絡体制により連絡するものとする。

(3) 関係機関への情報の伝達

関係機関への情報の伝達は、「エ 関係機関情報連絡網」により行うものとする。

ア 被害状況等の報告

町は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、関係機関連絡図のとおり速やかに報告する。この場合において、町が県会津地方振興局へ報告することができない場合には、直接、県災害対策グループへ被害状況等の報告を行う。また、県へ報告することができない場合は、直接国（消防庁）に報告するものとする。

また、大規模な災害等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合、町はその状況を直ちに電話により消防庁及び県災害対策グループ及び県会津地方振興局に報告するものとする。

イ 町から県への報告

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援必要性等を連絡する。

(ア) 報告の種類

a 概況報告（被害速報 被害が発生した場合に行う報告）

b 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告、なお被害が増加する見込みのときは、集計日を明記するものとする。

c 確定報告

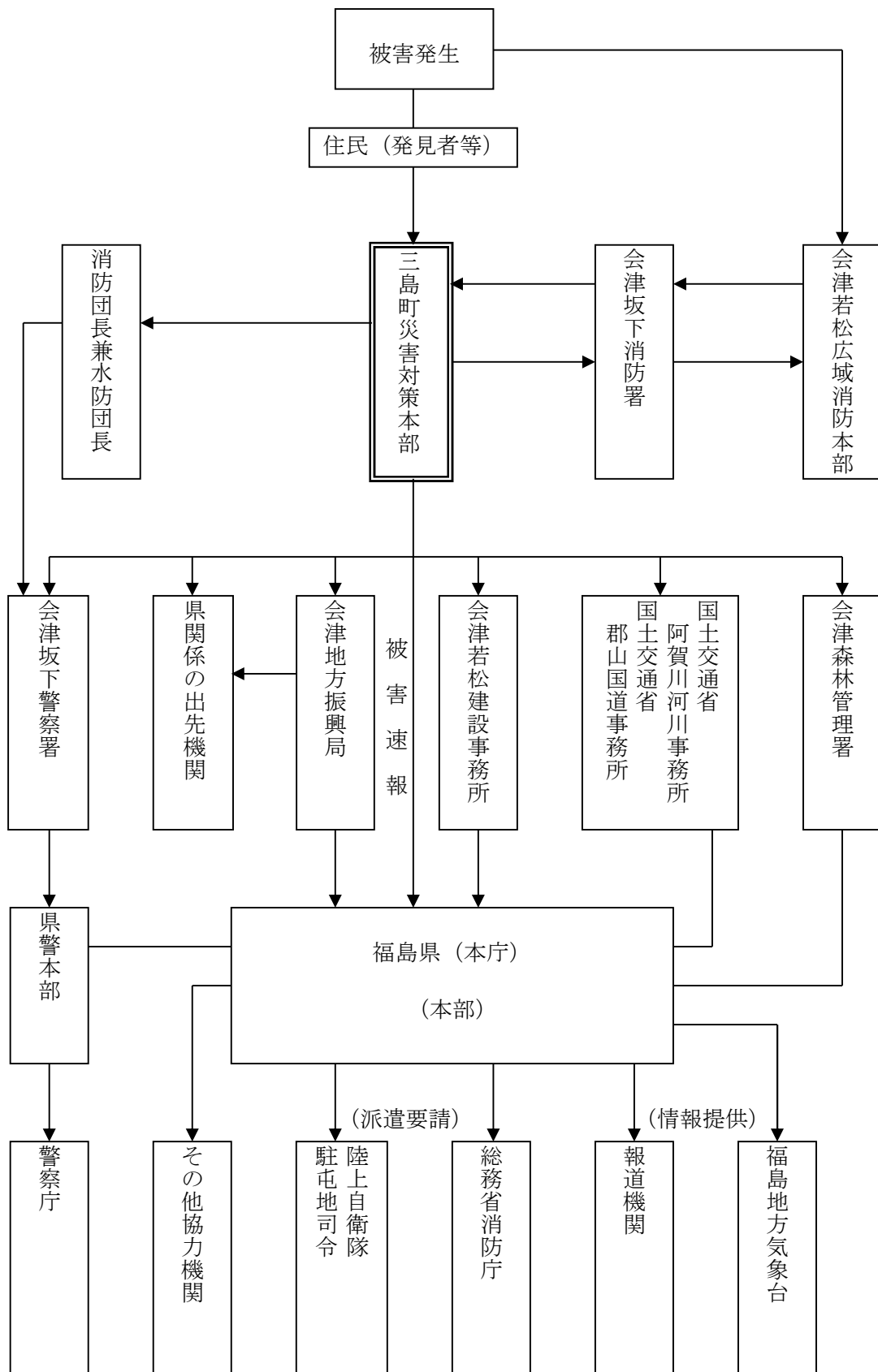
被害の状況が確定し行う報告

ウ 報告の様式

(ア) 報告様式は資料7の被害状況報告書様式によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に沿った内容に準じて行うものとする。

エ 関係機関情報連絡図



第5節 災害広報計画

(総務課)

正しい災害情報を町民に伝え、不安や動揺を防ぎ、被害の軽減に協力を求めるとともに、報道機関に対しても迅速、適確な情報の提供を行うため、次のとおり実施する。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等被害発生から時間経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することに心掛けることが必要である。

1 広報計画

- (1) 災害広報計画は、住民に対する広報活動並びに県等(報道機関を含む)に対する情報提供、報道を行うための計画であるので、情報収集等については迅速に行うものとする。
- (2) この広報計画の担当課は総務課とし、経理広報班がこれを担当する。また、広報記録についても経理広報班が作成するものとする。

2 県等に対する情報通報の方法

県等に対する災害情報の通報は、概況、中間、確定の別に集計し、関係機関に対して、県防災行政無線、電話又はFAX等によって通報する。

3 住民に対する広報の方法

- (1) 住民に対して広報する場合は、いたずらに人心を動揺させることを避け、災害状況等を確実に広報すること。
- (2) 住民に対する広報は、防災行政無線放送、広報車、電話、消防団による広報等により短時間に最も要領を得るよう広報する。その場合の指揮はすべて経理広報班の指揮によるものとする。
- (3) 災害発生の広報は、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項とする。
- (4) 災害発生後は、災害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況等とする。

4 地域の応急対策活動に関する情報

- (1) 救護所の開設に関すること。
- (2) 交通機関及び道路の復旧に関すること。
- (3) 電気水道の復旧に関すること。

5 安否情報、義援物資の取り扱いに関する情報

6 その他住民に必要な情報(二次災害防止に関する情報を含む。)

- (1) 給水及び給食に関すること。
- (2) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
- (3) 防疫に関すること。
- (4) 臨時災害相談所の開設に関すること。

第6節 避難救出計画

(総務課、町民課、教育委員会)

災害に際し、危険区域にある住民を安全な場所に避難させ危険状態にある者の搜索救出をして生命、身体を保護を図るため次のとおり実施する。

1 避難勧告及び指示の責任者

避難勧告及び指示の責任者はそれぞれ法律によって次のように定められているが、避難は災害のための生命、身体に危険が予想されることから避難者が自主的に避難する場合もあるので、その場合は消防関係機関等の応援を得て安全かつ迅速に誘導すること。

避難勧告及び指示の責任者（権限を有する者）は次のとおりである。

- (1) 町長（災害対策基本法第60条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第61条）
- (3) 水防管理者（水防法第22条）
- (4) 都道府県知事又はその命を受けた職員（水防法第22条）
- (5) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（自衛隊法第94条）（但し、その場に警察官がない場合に限る。）

2 避難勧告及び指示の基準

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護する必要があるときは、避難のための立ち退きを、勧告又は指示する。

(2) 避難区分

ア 事前配備

警報等の発令により、災害発生のおそれがある場合は、事前に病人、高齢者、幼児、学童、女性等を安全な場所に避難させるものとする。

イ 緊急避難

事前避難のいとまがない場合（地震、洪水、火災、なだれ等）で災害がまさに発生しようとし、又は発生した場合は、安全な場所に緊急に避難させるものとする。

(3) 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させ、又は救出者を安全な場所へ避難させる場合は、輸送車両を用意するなどの手段を講じて収容避難させるものとする。

3 避難の伝達方法

(1) 勧告、指示事項

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

カ 注意事項

(ア) 避難後の戸締り

(イ) 必要な携行品

(ウ) 服装

(2) 伝達方法

- ア 町防災行政無線
- イ 広報車（町、消防機関、警察）
- ウ 信号（サイレン）
- エ 電話
- オ 地区放送設備

4 避難勧告、指示の報告

(1) 避難勧告、指示を行った者は、直ちに町長（本部長）に報告する。

(2) 町長（本部長）は、避難の事前準備及び勧告を指示した場合（自主避難も含む。）は、直ちに知事に対し、次の事項を報告しなければならない。また、住民が自発的に避難した場合も同様とする。避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を指示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

- ア 避難勧告・指示の有無
- イ 避難勧告・指示の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻

(3) 住民への周知

町は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、計画に基づき迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

5 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

- ア 町長（災害対策基本法第63条）
- イ 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- ウ 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- エ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条 ア～イの者が現場にいない場合に限る。）
- オ 知事（災害対策基本法第73条 町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

(2) 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等により警戒区域の表示をしておき、その区域への立ち入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し避難等に支障のないように措置するものとする。

6 避難の誘導

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住

民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たるものとする。

(1) 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所をできる限り避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すこと。

ウ 高齢者や障がい者等の災害時要援護者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。

エ 誘導中は事故防止に努める。

オ 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば集落内等の単位で行うこと。

(2) 避難に対する誘導者

保育所、小中学校にあっては、各施設の職員及び各学校の教職員が当たり、その他一般住民については消防機関等の団員が当たる。

ア 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員が入所者を避難場所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。さらに高齢者サービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

イ 在宅者対策

町は、地域住民、消防機関及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。

誘導に当たっては、災害時要援護者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

ウ 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導させるものとする。

(3) 避難順位等

避難の順位は、おおむね次の順序によるものとする。

ア 病人

イ 高齢者

ウ 歩行困難な者

エ 幼児

オ 学童

カ 女性

キ 上記以外の一般住民

ク 災害応急対策従事者

(4) 携帯品の制限

避難に当たっては、2～3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品等（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小・中学校の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

7 学校、社会福祉等施設における避難計画

学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難に関する計

画を作成し、避難対策の万全を図る。

(1) 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置
- オ 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- カ 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- キ 避難者の確認方法
- ク 児童、生徒等の父母又は保護者等への引き渡し方法

(2) 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- オ 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- カ 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
（避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。）
- キ 避難者の確認方法
- ク 家族への連絡方法

8 避難者に対する災害情報の伝達

町は、避難者に対し、町防災行政無線、広報車、電話、地区放送設備等によりの確な災害情報を伝達するものとする。

9 避難所の選定等

(1) 避難所の選定基準

- ア 避難所における避難者1人あたりの必要面積はおおむね2平方メートルとする。
- イ 避難所は要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- ウ 避難所は崖崩れや浸水などの危険がないところとする。
- エ 避難所は原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物で、できる限り生活面での障害が除去（バリアフリー化）された公共施設とする。
- オ 避難所は学校のグラウンド等の場合、臨時ヘリポートとの併用を避けること。

(2) 避難地区分けの実施

- ア 避難地区分けの境界線は、各避難所を中心とし半径2kmとしており、できるだけ主要道路、河川などを横断して避難することを避けるものとする。
- イ 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。

ウ 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕を持たせる。

(3) 学校を指定する場合

学校を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意し、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教員の役割を含む）等について事前に協議を行うものとする。

(4) 避難経路

ア 避難路は、おおむね8 m以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路沿いには、火災、爆発等危険性の高い工場等が無いものとする。

エ 避難路の選定については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を考慮して行う。避難解除等の場合も、帰宅時刻等を県に報告する。なお、避難状況関係は帳簿を作成整備するものとする。

10 避難場所の選定

(1) 避難場所は、安全が確保され、必要な規模を備えているなど、地域の実情に応じて選定する。

(2) 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあつては、一次避難場所、広域避難場所を避難路の選定と合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

11 避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の周知

災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、住民に地域内の避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上は、広報を行うなど周知徹底を図る。

12 避難場所の所在及び収容可能人員等

避難場所及び収容人員等は資料13による。

13 避難所の設置

(1) 避難所の設置は、資料13のとおり選定し、災害発生によって避難を要するときは直ちに使用できるようにするとともに、避難所の設置場所等について速やかに被災者にその場所を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護に当たる。また、避難所を設置した場合は、維持、管理のため必ず町職員を配置し、避難者に係る情報の把握に努めるものとする。

なお、災害救助法に基づく避難所の設置は知事の権限であるが、福島県災害救助法施行細則第17条の規定により、町長に委任されている。

(2) 消耗品材等の調達先

消耗品材等の調達については三島町内商店及び近隣市町村の商店より調達するものとする。

(3) 設置及び報告

避難所を設置した場合は、維持管理の責任者（町職員）を配置するとともに開設報告及びその収容状況を毎日県に報告する。資料15のとおり。

(4) 責任者の指定

避難所の責任者は、その都度災害対策本部員のうちから本部長が指名する。

(5) 開設報告事項

- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

(6) 整備帳簿類

- ア 避難所収容者名簿（資料16）
- イ 避難所収容台帳（資料17）
- ウ 避難所用物品受払簿（資料18）
- エ 避難所設置及び収容状況（資料15）
- オ 避難所開設用施設及び器物借用簿（資料19）
- カ 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品払証拠書類

(7) その他の施設の利用

町長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を経由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により開設するものとする。

14 要配慮者対策

(1) 情報伝達体制

ア 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

イ 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得て、災害時要援護者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

ウ 病院患者等対策

病院等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者等に対し過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

エ 外国人に対する対策

町は、ラジオ、テレビ等マスメディア等を通じ多言語で避難等の情報伝達に努めるものとする。

15 避難所における配慮等

(1) 避難所のバリアフリー化等

物理的障壁の除去（バリアフリー）されていない施設を避難所とした場合には、高齢者・障がい者が利用しやすいよう速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することになった場合には、トイレに近い場所を確保するなど災害時要援護者の生活エリアの確保を図る。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

(3) メンタルヘルスケアの実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の災害時要

援護者に対し、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

16 避難所の運営

- (1) 避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。
- (2) 町長は行政区長会、婦人防火クラブ、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。
なお、学校が避難所となった場合には、災害発生 of 初期の段階など必要に応じ、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。
- (3) 行政区長会、婦人会、婦人防火クラブ、ボランティア等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難所の運営に努める。
- (4) 避難所の運営に関し、あらかじめ定めておいた職員を配置すること。

17 避難所での生活が長期化する場合の対策

町は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じる。

- ア 畳、マット、カーペット、
- イ 間仕切り用パーティション
- ウ 冷暖房機器
- エ 洗濯機・乾燥機
- オ 仮設風呂・シャワー
- カ 仮設トイレ
- キ テレビ・ラジオ
- ク 簡易台所、調理用品
- ケ その他必要な設備・備品

18 指定避難所以外の被災者への支援

町は、関係機関等と連携し、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

なお、各種の支援措置が確実になるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（町施設等）に避難した者については、各種支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

19 避難に対する訓練

学校及び団体等の避難訓練等は、毎年1回下記の避難訓練等実施要綱によって災害発生を想定して実施すること。

<避難訓練等実施要綱>

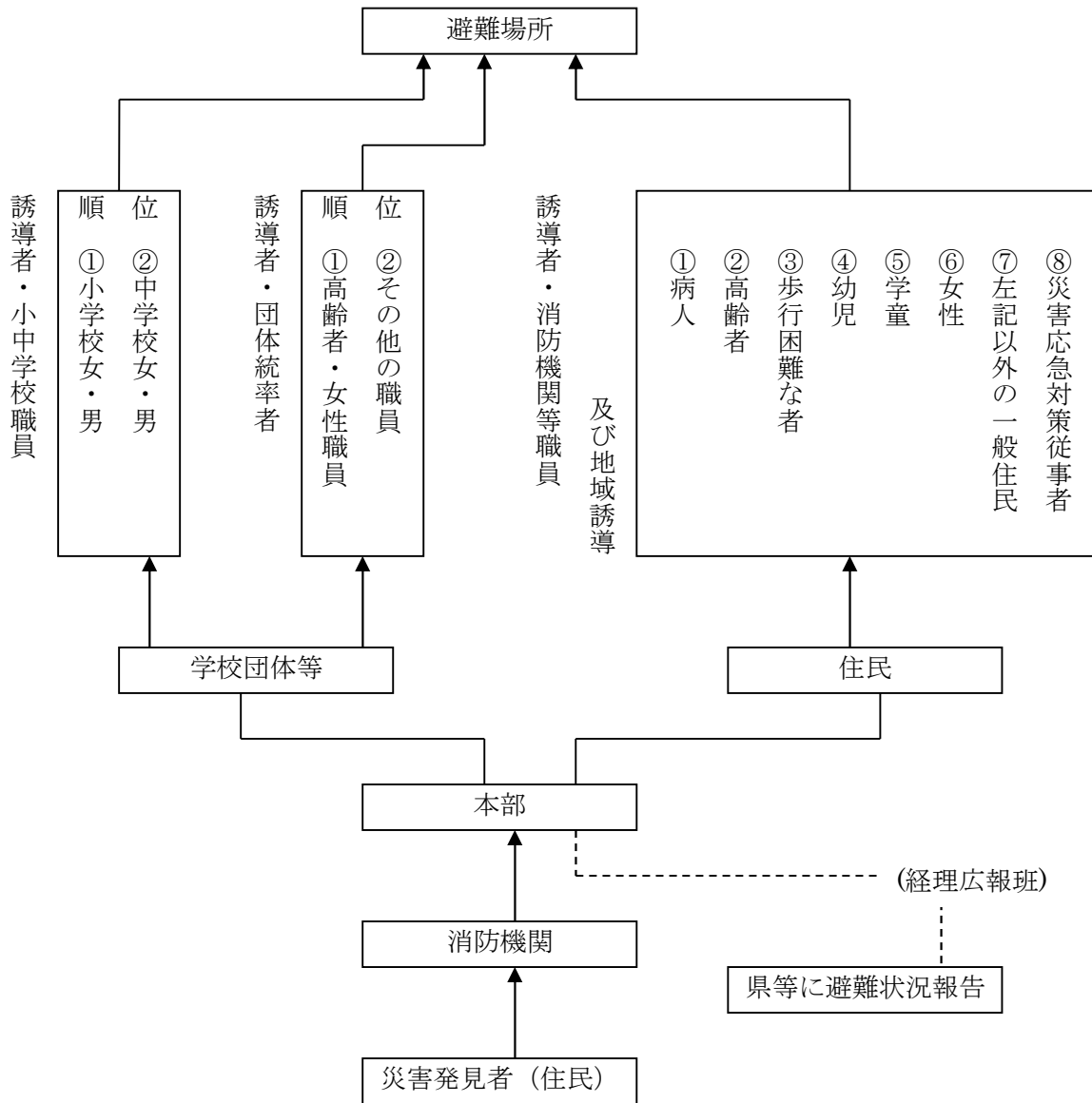
1 関係法規の理解

- (1) 関係法規（災害対策基本法、消防法、水防法等）の研修（消防機関の幹部及び町担当）
- (2) 避難訓練等の機会を利用して関係団体の話を聞く。

2 水害・火災に対する予防計画の樹立

- (1) 気象情報等の収集訓練
- (2) 災害発生個所の点検及び検討
- (3) 消火器等の操作実施及び点検

- (4) 災害発生時の情報連絡の実習訓練
- 3 管理態勢の確立
 - (1) 消防機関に依頼して防火診断の実施
 - (2) 建物内の火気等使用個所における責任者の確立
- 4 避難訓練の計画樹立
 - (1) 災害発生時に必要な組織の編成
 - (2) 避難訓練に必要な具体的な災害の想定
 - (3) 避難場所及び避難順路等の徹底
 - (4) 避難訓練の目的の徹底
 - (5) 指揮系統を明確にし、避難誘導の徹底
 - (6) 避難人員の把握及び点呼等の実施確認
 - (7) 重要書類等の搬出計画



20 被災者の救出

災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は、捜査してその者を保護するため、救助活動の方法等について定めるものとする。

(1) 自主防災組織、事業所等による救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び町民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。

ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。

ウ 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は、警察等に連絡し早期救助を図る。

エ 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

(2) 町及び関係機関

災害により救出を要する事態が発生した場合、町は消防機関との協力により救助活動を行うとともに、地元警察署、自主防災組織及び事業所等関係機関と連絡を密にしながら救助作業を実施する。なお、被災者の救助活動が被害甚大等のため町及び消防機関等による救出が困難な場合は、県に対し救助活動の実施を要請し、知事に自衛隊の災害派遣を要請するとともに、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。また必要に応じて、町長は、県（生活環境部）を通じて消防庁長官に対して緊急消防援助隊及びヘリコプター等の応援を要請するものとする。なお、次により県に対し、救助活動の実施を要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員・資機材等

ウ 応援を必要とする場所・期間

エ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(3) 救出の対象者

救出の対象となる者は、災害のため現に生命が危険な状態にあり、救助を要する状態におかれている者をいう。

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合

ウ 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

エ 山津波、なだれにより生き埋めになったような場合

オ 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者

(4) 救助の方法

ア 三島町消防団を14班に区分し、救出班を第1班から第14班に編成する。災害による救出を必要とする事態が生じたときは、直ちに警察機関に連絡するとともに、直ちに救出に当たりその状況を県に報告する。

イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各関係者との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

ウ 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じて町長等が指示する。

エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に

応じて、知事に対し消防防災及び自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、町内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期するものとする。

オ 救出現場には、負傷者に応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。

カ 被災者救出後は、防災機関は速やかに医療機関へ搬送するものとする。

キ 消防機関は、医療救護班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

(5) 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜査として扱う）に完了するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合にはこの限りではない。

第7節 要配慮者対策

(町民課)

災害発生時において、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな災害時要援護者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

1 要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、以下の点に留意しながら、要配慮者対策を実施する。

(1) 在宅保健福祉サービス利用者、独り暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要援護者の迅速な発見に努める。

(2) 要配慮者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。

ア 避難所へ移動すること。

イ 社会福祉施設への緊急入所を行うこと。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。

(3) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。

2 社会福祉施設等に係る対策

(1) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(2) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。

(3) 町は、以下に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。

イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。

ウ ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

3 障がい者及び高齢者に係る対策

町は、避難所や在宅における一般の要援護者対策に加え、障がい者及び高齢者に係る対策を実施し直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得て、障がい者及び高齢者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

4 児童に係る対策

(1) 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされるような措置を講ずること。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。

エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所に於ける遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

(2) 児童のメンタルヘルスキアの確保

被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、児童相談所において、メンタルヘルスキアを実施する。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、遺児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況等についての的確な情報伝達を行う。

5 外国人に係る対策

(1) 外国人の避難誘導・安否確認

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。また、職員や語学ボランティア等による調査班を編成し、外国人登録原票等に基づき外国人の安否確認に努める。

(2) 外国人への情報提供・相談窓口の開設

外国人への的確な情報伝達のため、テレビ等を活用して、外国人による情報提供に努める。また、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第8節 食料調達確保・供給計画

(総務課、産業建設課、町民課)

1 災害における応急配給は、町長が実施に当たるものとする。ただし、広地域に及ぶ大災害で災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

2 食料、生活物資の調達及び供給

町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の米穀等を調達し、備蓄食料も被災者に供給する。町内で調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。県は県内卸売業者との協定に基づき保有精米の供給を要請する。また、災害の状況に応じ、東北農政局福島農政事務所に対しても協定に基づき、政府所有米又は政府所有乾パン等の供給を要請する。県は、米穀等以外の食料についても販売業者及び県総合生活協同組合連合会との協定に基づき、食料の調達を要請する。町は、今後、町独自で食料品の備蓄を図るほか、地域住民の非常用食料の備蓄整備の推進を図るとともに、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定の締結を図る。

また、生活物資についても、必要に応じ生活物資の備蓄を行うとともに、卸売業者と物資調達に関する協定を締結する等、体制の整備に努める。

3 備蓄数量の設定

町は、県の地震想定調査等の結果をもとに、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近隣市町村間の連携による備蓄の確保を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、2日～3日分の食料の備蓄に努めるよう啓発する。

4 米穀販売業者

三島町内米穀販売業者、商店及び近隣町村の米穀販売業者とする。

米飯提供者（炊き出し関係）

町内の飲食業並びに旅館業及び近隣町村の米飯提供者とする。

5 炊き出しその他による食品の給与

炊き出し等による食品の給与を要する場合は、町長が実施するものとする。ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、炊き出しその他による食品の給与対象罹災者を把握し、災害応急措置の給与期間の範囲内において被災者の食生活を保護し得るよう知事を補助するものとする。

なお、災害救助法の適用により炊き出しその他による食品の給与について知事から委任された場合は知事の補助機関として県の指示を受けて町長が実施に当たるものとする。

(1) 災害救助法による実施基準

ア 食品給与対象者

(ア) 避難所に収容された者であること。

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者であること。ただし、親戚、知人等に寄寓しそこで食事のできる状態にある者を除く。

(ウ) 被害を受け一時縁故先などに避難する者であること。ただし、食料品を喪失しその持合せがない者に対し、応急食料品を現物をもって支給する。被害を受けるおそれがあるため、他へ避難するものは原則として含まない。

(2) 食品給与基準

災害救助法の基準に基づき実施するものとする。

(3) 食品給与算出費目

- ア 主食費（米穀等、パン、麺類）
- イ 副食費（梅干、たくあん、野菜、味噌、醤油等）
- ウ 燃料
- エ 品物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等）使用謝金
- オ 消耗機材（ラップ類、トレー、はし等）購入費

（４）食品給与期間

災害発生の日から7日以内とする。（ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合の応急食料品の給与は3日分以内とする。）

6 食品給与対象者の把握

災害救助法による炊き出し、その他による食品の給与は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障の起こった者に応急的な炊き出しを行い、また、住家に被害を受け、一時縁故先へ避難する者に対し、必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護することを目的とするものであるから、迅速に給与対象者を把握して、災害救助法の適用の場合の給与体制を円滑ならしめるようその状況を県に報告する。

その場合の状況把握は、町民課長が当たる。

7 炊き出しの炊出器材の使用

炊き出しの際の炊事器材は三島町役場並びに三島町社会福祉協議会の物を使用するものとする。

8 災害支援協定者の協力

町内での給与物資の調達が困難な場合は、関係機関に支援を依頼する。

第9節 被服品、その他及び学用品供給計画

（町民課、教育委員会）

被災者に対する衣料、生活必需品、被災児童、生徒の学用品その他物資を確保、給（貸）与をして、被災者の応急的な日常生活を確保するため、その調達と配給を期するものである。

1 衣料、寝具その他物資の調達及び供給

衣料、寝具その他物資の調達について応急的な日常生活の確保を目的とするため、備蓄物資を活用するとともに、調達に当たっては町内の取り扱い商店及び会津若松市等近隣市町村の商店より調達し供給するものとする。町内での調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。県は販売業者等及び県総合生活協同組合連合会との協定に基づき、物資等の調達を要請する。

町は、今後、地域住民の非常用食料の備蓄整備の推進を図るとともに、生活物資関係機関及び保有業者と生活物資調達に関する協定の締結を図る。

- ア 寝具（毛布等）
- イ 衣料品（下着、作業着等）
- ウ 炊事器具（卓上コンロ、ボンベ）
- エ 食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等

2 備蓄数量の設定

町は、県の地震想定調査等の結果をもとに、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近隣市町村間の連携による備蓄の確保を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、2日～3日分の食料の備蓄に努めるよう啓発する。

3 世帯構成員別被害状況及び災害による生活深刻度の把握

災害救助法による救助物資の給（貸）与は住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他衣料品及び生活必需品を喪失し、又はき損し、これらの家財を直ちに入手することができず、日常生活を営むことが困難な者に一時急場をしのぐために行うものであるから、迅速に世帯構成員別被害状況及び各人の深刻度を把握して救護物資の購入計画を立て県に報告する。

4 物資の集積場所

物資の集積場所は、災害状況によってその都度町長が定めるものとする。

5 学用品の給与

学用品の給与も救助物資の場合と同様に実施する。

学用品などの調達についても救助物資の場合と同じく参考資料「町内業種別商店名簿」及び会津若松市等近隣市町村の商店より調達するものとする。

6 町において調達不能の場合

救助物資の調達について、町で調達不能の場合は関係機関に連絡を密にして調達するものとする。

7 義援物資の受け入れ

町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び町の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表する。なお、阪神淡路大震災の教訓を鑑みて、原則として、個人からの義援物資については、受け入れを行わないものとする。

8 義援金の受け入れ

災害義援金については、受け入れ体制を整えておくものとする。

第10節 給水計画

(産業建設課)

給水計画は、被災地に対する応急給水について、その供給を円滑ならしめるためのものである。災害救助法が適用された場合においては、福島県災害救助法施行細則第17条の規定により、その権限は県知事より町長へ委任されるものである。なお、被害甚大等のため給水が困難な場合は知事に自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 家庭水の供給

(1) 応急飲料水の確保

被災者1人1日3ℓに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。

(2) 平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努める。

(3) 防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、2日～3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発する。

(4) 飲料水（ペットボトル等）の広域的な調達能力を有する販売業者に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

(5) 水道用水の緊急応援要請

水道法第40条の規定に基づき、緊急に水道用水を必要と認める場合は、期間、水量及び

方法を定めて知事に要請する。

(6) 町の所有する機械施設

給水タンク 1 台 (1 m³)

(7) 被害状況報告

次の事項を報告する。

ア 水道施設の被害状況及び被害見込額

イ 応急措置の状況

ウ 応急復旧工事に要する概算見積額

エ 応急復旧工事に要する機械の種別、調達数

オ 所要人員の明細

カ 飲料水の応急的給水方法

キ その他必要と認める事項

(8) 家庭用水の供給方法は容器による搬送とし、住民に平素からバケツその他応急給水の受水器具を常備するよう指導し、ドラム缶、ホース等の整備について徹底を図り、給水に際しては、特に配水、受水器具の衛生的処理に留意するものとする。

2 飲料水の供給

町長は、当該地域に飲料水供給の実施を必要とする場合は、責任者を定めて給水の実施に当たるものとする。

(1) 飲料水供給状況報告

飲料水の供給状況を飲料水供給記録簿(資料20)によって報告する。

3 水道施設の応急復旧

(1) 災害により給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図るものとする。

(2) 配水管路の応急復旧は、関係業者の協力を得て実施し、順位は次のように考える。

ア 配水池及び給水地点までの配水管

イ 診療所等の緊急利水施設への配水管

ウ その他の配水管

(3) 応急復旧用資機材の調達

応急復旧資機材等は、指定工事店から調達するものとするが、必要と認めるときは知事に対し資材及び技術者の斡旋を要請する。

4 防災資機材等の整備

(1) 災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材(エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等)の整備充実を図り、公共施設、避難所における食料の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるものとする、また、学校の空き教室等の活用についても検討を行う。

第 1 1 節 被災地の応急対策

(総務課、産業建設課)

災害により、住宅を確保できない者に対する応急仮設住宅の建設及び損壊住宅の応急的修理並びに野外応急収容施設の仮設を行い、居住の安定を図るものとする。

1 応急仮設住宅の建設

町長は、災害によって滅失した住宅戸数、及び自らの資力では住宅を確保できない者の状況を把握し、建設戸数を決定し、その建設を指示するものとする。

(1) 実施機関等

ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行うものとする。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行うものとする。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設実施基準

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 入居対象者

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ① 住宅が全壊、全焼又は流出した者
- ② 居住する住宅が無い者
- ③ 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ④ 特定の資産のない失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者
- ⑤ 前各号に準ずる者

イ 設置戸数

全焼、全壊及び流失世帯数の 3 割以内

ウ 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

- ① 一戸当たり平均 29.7 m² (9 坪) を基準とする。
- ② 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 着工の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し速やかに建設する。

オ 供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項の規定による期限内 (最高 2 年以内) とする。

カ 建設が遅れた場合の措置

避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合には、厚生労働省と協議の上、公営住宅の一時使用、一般空き家住宅の借り上げ等により住宅の供与を行う。

キ 応急仮設住宅収容該当者の報告

- ① 応急仮設住宅の入居該当者を、災害発生後できるだけ早く県に報告するものとする。
- ② 応急仮設住宅入居該当者調書は、資料 21 のとおりとする。

ク 建設適地の把握

早期着工できるよう建設適地の把握に努め、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。

なお、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

ケ 入居者の選定

応急仮設住宅入居者の決定のため、住家が全壊、全焼及び流失したもののうちから、選定調書によって県が町長の協力を求めて行い、県は状況に応じて町長に事務委託することができるものとする。

なお、選定に当たっては、高齢者及び身体障害者等を優先する。

応急仮設住宅該当対象者選定調書の報告書は、資料22のとおりとする。

コ 建設地の確保

応急仮設住宅は、原則として前住所地に設置するものとするが、前住所地に建設できないものについては、町有地等で、できる限り集団的に建設できる場所に設置するものとする。

設置を要する場合は、設置場所の略図（一般人の土地を借上げした場合は、土地貸借契約書を添付）を添えて県へ報告するものとする。

サ 要請方法

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に当たり、（社）プレハブ建築協会、県建設業協会等に対し、県が締結した協定に基づき協力を要請するものとする。

シ 整備帳簿類

応急仮設住宅台帳は、資料23のとおりとする。

2 住宅の応急修理

町長は、災害の発生により住宅の応急修理を要する場合は、応急修理を行い、災害救助法が適用された場合は、応急修理戸数、世帯名、深刻度を県に報告するとともに、住宅の応急修理について、知事の委任があった場合は、その修理に当たる。

(1) 災害救助法による実施基準

ア 修理対象者

住宅が半焼し、又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力では、応急修理ができない者であること。

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者
- ③ 前各号に準ずる者

イ 修理対象数

半壊、半焼世帯数の3割以内とする。やむを得ない場合には、市町村相互において戸数の融通ができるものとする。

ウ 住宅の応急修理の規模及び費用の限度

- ① 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限度
- ② 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 応急修理期間
原則として災害発生の日から1カ月以内に完了

オ 応急修理の方法
直営工事又は請負工事を実施し、次の帳簿類を整理するものとする。

- ① 整備帳簿書類
- ② 住宅応急修理記録簿（資料24）
- ③ 住宅の応急修理該当者調（資料25）
- ④ 住宅応急修理のための契約書（請書）、仕様書等

3 災害相談対策

（1） 臨時災害相談所の開設

災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

（2） 相談業務の内容

- ① 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- ② 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- ③ 行方不明者の捜索に関すること。
- ④ その他住民の生活に関すること。

第12節 医療（助産）救護体制の整備

（町民課）

被災地の住民に応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保してその保護を図るとともに、災害発生時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関、各防災関連機関及び自主防災組織との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を施す必要がある。

1 医療機関の被害状況等の収集、把握

町は、医療（助産）救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を町民に一早く提供するため、医療機関の被害状況等の速やかな収集・把握に努めるものとする。

2 医療

（1） 救護班の編成

医療及び助産の実施は、「福島県災害救急医療マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ、速やかに医療救護班を編成するとともに、必要に応じ地区の医療機関の協力を得て、医療救護班を編成し、救護活動を行う。

被害が甚大化し災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めたときは、県に対し医療（助産）救護の要請を行うものとする。また、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、精神科救護所を設置し、メンタルヘルスケアを実施するものとする。医療救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて町長が決定する。

ア 救護班の編成基準：医師1名・看護師1名・連絡員1名の3人体制（状況に応じ増員する。）

（2） 救護班の活動

ア 診療

- イ 分娩の介助及びその前後の措置
- ウ 医療施設への搬送要否の決定
- エ 応急処理、その他の治療及び施術
- オ 薬剤又は治療材料の支給
- カ 看護

(3) 医療機関、医薬品の調達

ア 医療機関

福島県立宮下病院及び近隣市町村の医療機関とする。

イ 医薬品販売店

みやした調剤薬局、三島町内医薬品販売店及び近隣市町村の医薬品販売店とする。

(4) 救護所の設置

災害の規模、災害者等の状況により必要に応じて設置する。また、災害救助法が適用された後に、医療・救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町的能力をもっては十分でないとき、県に対し協力を要請する。

(5) 医療実施状況の報告

救護班の編成出動及び実施状況並びに患者移送、病院等による医療実施状況を救護班編成、活動記録簿に準じて報告事項発生都度県に報告する。

(6) 整備帳簿類

整備する帳簿類は、資料28～資料34によるものとする。

(7) 傷病者搬送

ア 救護班の班長は、医療救護及び助産救護の介護を行った者のうち、さらに医療行為を必要とする重傷の患者については、後方医療機関へ搬送する必要があるか否か判断する。

イ 県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。重傷者などの場合は必要に応じて県（消防防災ヘリコプター）及び自衛隊に対しヘリコプターの手配を要請する。

ウ 重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、町及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。この際、要請を受けた県、町及び救護班及び医療機関等は、医療機関の被災情報や搬送経路など状況を踏まえ、収容先医療機関を確認のうえ搬送する。

道路の損壊等で交通路が遮断した場合や遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

(8) 医療スタッフ等の搬送

町は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

3 助産

災害の発生によって助産の実施を要する場合は、救護班、助産機関等により助産の実施に当たるものとし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任のあった場合のほか、知事の補助機関として助産の実施に当たるものとする。

(1) 助産機関は近隣市町村の病（医）院とする

(2) 助産実施状況の報告

助産実施の都度、その状況を救護班の編成及び活動状況記録簿及び助産台帳に準じて県に報告する。

- (3) 整備帳簿類
 - ア 助産台帳（資料35）
 - イ 助産関係支出証明書類
- 4 医療品等備蓄供給体制
災害時の救護活動に必要な医療品・衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱・災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。
- 5 人工透析の供給確保
町は、被災地内における人工透析医療機関の稼動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第13節 防疫及び保健衛生

（町民課、産業建設課）

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

- (1) 防疫組織
 - ア 県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。
 - イ 知事の指示に従い、感染症予防委員をおく。
- (2) 予防教育及び広報活動
県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。
- (3) 感染症予防委員
感染症予防委員は、各行政区の保健委員を充て防疫活動に従事できる体制を取るよう指導する。
- (4) 被害状況の把握
被害状況の把握には福祉衛生班長が当たり、迅速かつ適確に把握するとともに、防疫薬剤等の調達の参考に資するものとする。
- (5) 報告
 - ア 被害状況の報告
警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、患者発生の有無、鼠族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項を速やかに管轄保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。
 - イ 防疫活動状況の報告
災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式（5））に記載する事項を毎日知事へ報告する。
- (6) 清潔方法の実施について
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき、町が管内における道路、溝きよ、公園等の公

共の場所を中心に実施する。

イ 収集したゴミ、汚泥、その他の汚物は焼却埋立等衛生的に適切な処分をする。この場合の取り扱いについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定める基準によること。

ウ し尿の処理については、できる限り、浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

(7) 消毒方法

感染症法第27条及び第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき、実施に当たっては、感染症新法施行規則に従い薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(8) 器具、器材

三島町の所有する消毒用器具は、現在次のとおりである。

器具名	形式	台数
手動式煙霧器	エンジン式	4

(注) 町所有の台数以上に必要な場合は、県に斡旋の要請をする。

(9) 鼠族昆虫等の駆除

感染症新法第28条の規定により、知事の指示に基づき実施し、また、薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(10) 生活の用に供される水の供給

ア 感染症新法第31条の規定により、知事の指示に基づき速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、濾水器による濾過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(11) 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(12) 患者等に対する措置

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとる。交通途絶等のため伝染病隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく近い被災地域内の適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない理由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行うこととする。

(13) 避難所の防疫指導等

避難所では、施設の設備が応急仮設的であり、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもとに防疫活動を実施する。

(14) 保健指導

町の保健師等は、災害の状況によっては避難所等を巡回し、栄養指導とともに被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、コーディネート及び巡回健康相談の実施による災害時要援護者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

- (15) 精神保健活動
 - ア 精神科医療体制の確保
 - イ 被災者のメンタルヘルスケア
 - ウ 精神科入院病床及び搬送体制の確保
- (16) 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達
 - 町は、防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第 1 4 節 廃棄物処理対策計画

(町民課)

災害時においては、汚物、へい獣等、土砂、竹木、などの散乱あるいは堆積等により、衛生環境が悪化し、伝染病流行の原因となるので、これらの衛生的処理及びこれらの障害物によって日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図るものとする。

1 ゴミ処理

(1) ゴミ排出量の推定

災害廃棄物としては、水害等による被災家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類などの破損物等が考えられる。また、ゴミ排出量の推定には、全壊家屋一戸当たり 5 t、半壊家屋一戸当たり 2 t、落下物等一件当たり 1 t を目安とし、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

(2) 収集体制の確保

町は、被災等における環境保全の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び機材の応援を求めらる。なお、ゴミ収集車両については、町保有運搬車両にて行うが、必要に応じて建設業者保有車両の応援を要請する。

このため、町は、あらかじめ民間の清掃関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

(3) 処理対策

ア 生ゴミ等腐敗性の大きい廃棄物

生ゴミ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集が行われるよう、町は第一にその体制の確立を図る。

イ 災害物として排出される廃棄物

災害物として排出される廃棄物の大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて環境保全の支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

ウ 被害家屋からの廃棄物及び消失家屋の焼け残り等

被害家屋からの廃棄物及び消失家屋の焼け残り等については、原則として排出者自らが町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理が必要な場合には、町が収集処理を行う。

2 し尿処理

(1) し尿排出量の推定

倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に

収集処理を行う必要があるため、一時的には、処理量が増加すると考えられる。そのため緊急における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

し尿排出量は1人1月分として42リットルあるものとする。なお、この被災世帯の処理量の他に、焼失家屋便槽のし尿分が加わるものと考えられる。

また、地震等による上下水道等のライフラインの機能停止も考えられることから、上下水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく。

(2) 収集体制の確保

被災地に対する平常作業から全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理の依頼を求めめるなどの方策を講ずることとする。

また、防疫上、不要になった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(3) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿、及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(4) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水の汲み置き等を指導しておくこととする。また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたりあるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設場所を設ける等の対策を講ずることとする。

3 がれき処理

(1) がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには、地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町は、がれきの発生量を、県の地震被害想定結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35トン、非木造1.20トンを目安とする。

(2) 処理体制の確保（仮置場の確保・分別収集体制の確保）

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、あらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

また、発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要

であるので分別場所の確保の検討を行う。

4 廃棄物処理施設の確保

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、広域整備組合処理施設及び民間廃棄物処理施設に依頼するなど協力が得られるよう体制を整えておくものとする。

5 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、町内の処理が不可能と思われる場合には、県（生活環境部）に支援を要請するものとする。また、震災時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃、し尿処理関連業界及び仮設、トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、協力が得られるよう体制を整えておくものとする。

6 被害状況報告

町内における被害状況について、おおむね次の事項を県総合情報通信ネットワークシステム又は電話で県に報告するものとする。

- ア ごみ処理施設及びし尿処理施設被害状況並びに被害見込額
- イ 応急復旧工事に要する概算見積額
- ウ 塵芥、汚泥等の運搬車両の不足台数
- エ 塵芥、汚泥等収集に要する所要人員の明細
- オ し尿汲取に要する車両の不足台数
- カ し尿汲取に要する所要人員の明細
- キ 塵芥、汚物等の収集、処分の方法
- ク し尿の収集、処分の方法
- ケ その他特に必要と認める事項

7 住居障害物の除去

(1) 障害物除去住宅の選定及び報告

障害物の流入状況を障害物除去該当者調に準じて県に報告し、住宅の障害物除去対象住宅を選考調書により選定するものとする。

(2) 障害物の除去報告

障害物の除去の実施状況を実施の都度、障害物除去の実施状況記録簿に準じて県に報告するものとする。

(3) 整備帳簿類

次の帳簿及び書類を整備するものとする。

- ア 障害物除去該当者調（資料36）
- イ 障害物除去該当者選考調書（資料37）
- ウ 障害物除去の実施状況記録簿（資料38）
- エ 障害物除去費支出関係書類

第15節 遺体の搜索及び収容処理、埋葬計画

(総務課、町民課)

災害により既に死亡していると推定される者の搜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬の万全を図るものであり、警察・消防団及び町民の協力を得て実施するものとする。

1 搜索及び収容処理

町は、県（保健福祉部）、県警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、窓口において、安否確認についての情報の一元化を図るものとする。

(1) 搜索対象

- ア 行方不明の者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の場合
- イ 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- ウ 災害の規模が非常に広範囲にわたり特定の避難場所等の地域以外は潰滅してしまったような場合
- エ 行方不明になった者が重度の身体障がい者又は重病人であったような場合
- オ 災害発生後、ごく短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合
- カ 搜索実施期間

災害発生の日から10日以内

(2) 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法適用の場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者に対して行うものとする。

(3) 他市町村への応援要請等

町で被災し、町のみで搜索の実施が困難な場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合、関係市町村等に対し、搜索依頼を要請する。

(4) 搜索状況の報告

遺体搜索実施の都度、その状況を遺体搜索状況記録簿（資料39）に記入して本部長に対して報告する。

(5) 遺体の搬送

警察官による検視及び福祉衛生班による検索を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

(6) 遺体収容所（安置所）の開設

災害により死亡した者の収容処理は、一時適当な場所に収容するが、その場合町長は学校敷地、寺院境内等適当な収容所（安置所）を指定する。なお、前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

また、必要に応じて医師、消防団及び一般住民の協力を得るものとする。その際、遺体の処理状況を遺体処理台帳（資料40）に記載するものとする。

(7) 遺体の収容

収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

2 埋葬計画

引受人の判明しない遺体又は引取人が判明しても埋葬することが困難な遺体については、応急的に埋葬を行うこととなるが、町長は、火葬場及び墓地の所在を把握しておき、災害の発生により埋葬を要する場合は、埋葬用品を調達し、消防団その他一般住民等の協力を得て埋葬を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、埋葬について知事の委任のあった場合のほか、知事の補助機関として埋葬の実施に当たる。埋葬台帳は資料41のとおりである。

(1) 遺体の火葬・埋葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は町が実施するものとする。なお、身元が判明し災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬に当たっては、町は火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

ア 遺体の火葬

(ア) 遺体を火葬にする場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

(イ) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。

イ 火葬場の調整

(ア) 町は、その処理量が多大になる場合を考慮し、近隣町村との連携により少数の施設に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

(イ) 町は、火葬許可に当たっては所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し適正に処理できるよう火葬場を指示する。

第16節 障害物の除去計画

(産業建設課)

災害に際して道路上の土砂、立木等の障害物を除去し、交通路を確保して、災害の応急対策に資するものとする。

1 道路関係障害物の除去対策

産業建設課が中心になって、他の道路管理者、警察等の関係機関と協議し、本計画を定めるものとする。

(1) 実施責任者

原則として道路管理者が行うことになる。なお、県管理道路上の障害物除去の要請については、会津若松建設事務所へ要請するものとする。

(2) 障害物除去の方法

ア 障害物除去の優先道路順位は、以下の順位を基準とする。

(ア) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路(例：避難路)

(イ) 災害の拡大防止上重要な道路(例：延焼阻止のために、消防隊が防御線をはる道路)

(ウ) 緊急輸送を行う上で重要な道路

(エ) その他応急対策活動上重要な道路

イ 除去に必要な車両、機械、器具の確保方法

(ア) 除去に必要な車両、機械、器具、町内の業者等から借り上げるものとする。ただし、不足する場合には、知事又は隣接市町村長の応援を求めるものとする。

(イ) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械器具に併せて確保するものとする。

2 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去にあたる。

(ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には町が保有する車両、機械、器具、町内の業者等からの借上機材を使用して、実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、知事又は隣接市町村長の応援を求めるとともに、(社)福島県建設業協会らの協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

風水害等により住居又はその周辺に運ばれた土砂、立木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去して被災者の保護を図る。

ア 障害物の除去対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が散積いるため、一時的に居住できない状態にあるものであって、自らの資力で障害物が除去できないものであること。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 除去戸数

半壊、床上浸水家屋の15%以内とする。

エ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

オ 実施期間

災害発生の日から10日以内

3 河川関係障害物の除去対策

風水害により発生した流木等が橋脚などにひっかかって、流れに障害をもたらしたり、橋脚などの構築物を破壊することも予想される。さらに、ダムアップ（橋脚に引っ掛かった流木などにより、流れがせき止められ、上流側の水位が上昇する現象）による浸水などの危険性も考えられる。

そのため、河川区域内の障害物の除去については、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。

また、河川管理者は、河川法第22条第1項に規定する緊急措置を行うものとする。水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第21条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には、廃棄物処分場へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において確保するものとする。なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図るものとする。

ア 交通支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県・町有地の公共用地を選定す

るものとする。

イ 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合において、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

第 17 節 緊急輸送対策計画

（町民課、産業建設課）

この計画は、災害時における被災者の避難、物資の輸送等の確実を期するための車両を確保し、これを有効適切に利用し、各作業の円滑を図るものとする。

1 輸送計画

（1）輸送の範囲

- ア 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- イ 医療、助産のための輸送
- ウ 被災者の救出のための輸送
- エ 飲料水の供給のための輸送
- オ 救済物資等の運搬のための輸送
- カ 遺体捜索のための輸送
- キ 遺体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- ク 応急的資材等の輸送
- ケ その他、特に応急対策を必要と認められる輸送

（2）緊急輸送活動の対象

ア 第1段階

- （ア）救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- （イ）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- （ウ）政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- （エ）後方医療機関へ搬送する負傷者等
- （オ）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

第1段階に加え、

- （ア）食料、水等生命の維持に必要な物資
- （イ）傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- （ウ）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

第2段階に加え、

- （ア）災害復旧に必要な人員及び物資
- （イ）生活必需品

（3）輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- （ア）人命の安全

- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施
- (4) 緊急輸送路等の指定
 - (ア) 町は、地域内における緊急輸送を確保するため、緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受け入れ拠点を指定するものとする。(資料編14及び49)
 - (イ) 緊急輸送路等に指定された施設の管理者は、それぞれの計画に基づきその整備を図る。
- (5) 緊急輸送路の確保
 - 第16節障害物の除去計画のとおり
- (6) 陸上搬送拠点の確保
 - 町は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び町物資受け入れ拠点の管理者の協力を得ながら物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図る。
- (7) 車両等の確保及び調達
 - 車両等の確保及び調達にあっては緊急を必要とするので迅速かつ適確にするとともに、その配車については総務課長がこれに当たる。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県と(社)福島県トラック協会との協定に基づき、緊急・救援輸送の要請をする。
- (8) ヘリコプター臨時離着陸場の確保
 - 町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保するものとする。なお、避難所と臨時離着陸場の二重の指定を避けること。

第18節 労務供給計画

(総務課)

労務供給計画は、災害発生時にハローワークを通じて供給可能な労務者を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

1 労務賃金の支払

(1) 賃金支払

労務者に支払われる賃金は、当該地域の同一職種に従事する一般民間賃金を基本としてハローワークの意見を聞いて決定するものとする。

(2) 労務者に支払う賃金は、原則として日払いとする。

第19節 警備活動及び交通規制措置

(会津坂下警察署、総務課)

大規模災害の発生においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予想される。これに対し、町民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り及び交通秩序等の活動が重要となる。

1 警備体制

(1) 職員の招集

会津坂下警察署は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 災害警備本部等の設置

会津坂下警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

(3) 広域援助隊の運用

会津坂下警察署は、被災状況の全体把握に努めるとともに、広域緊急援助隊（被災都道府県警察本部の要請により出勤し、被災情報、交通情報等の収集・伝達及び救出救助活動並びに緊急輸送路の確保、緊急輸送車両の先導等の任務を行う部隊）の援助を必要と認めるときは、県警察本部を通して直ちに隣接（近接）都道府県警察本部等に対して援助の要求を行うものとする。

2 警備活動

(1) 災害情報の収集

会津坂下警察署は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集に当たるものとする。

(2) 救出援助活動

会津坂下警察署は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、会津坂下消防署等の防災機関と連携して救出援助活動を行うものとする。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、緊急の場合を除き、町と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

(4) 死体（遺体）検分

会津坂下警察署は、町等と協力し、死体検分場所等を確保するとともに、医師等と連携し、迅速かつ的確な死体検分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

(5) 二次災害防止措置

会津坂下警察署は、二次災害の危険箇所を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

(6) 社会秩序の維持

会津坂下警察署は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

(7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

会津坂下警察署は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する

情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

(8) 相談活動の実施

会津坂下警察署は、町等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

(9) ボランティア活動の支援

会津坂下警察署は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

3 交通規制措置

(1) 被害状況の把握

会津坂下警察署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の破損状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

(2) 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

会津坂下警察署は、被害の状況を把握して、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混乱緩和のための措置を行うものとする。

ア 被災地区への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

(ア) 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

(イ) 流入抑制のための交通整理、交通規制については、隣接町村と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

(ウ) 高速自動車道については、被災地区を経由する車両を抑制するため、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

イ 交通規制の方法等

(ア) 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

(イ) 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するための標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

(ウ) 迂回路対策

公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要の場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

(エ) 広報活動

公安委員会は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ド

ライバーをはじめ居住者等に広く周知するものとする。

ウ 緊急通行車両に係る確認手続

(ア) 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く）。

(イ) 確認手続

知事又は、公安委員会（会津坂下警察署）は、車両の使用者の申し出により、当該車両が災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

※「標章」の様式（災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第3号）

エ 緊急通行車両の事前届出・確認手続

(ア) 公安委員会は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「緊急通行車両の事前届出・確認手続等」に基づき行うものとする。

(イ) 緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して令第33条第1項に定める確認を行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略するものとする。

(ウ) 公安委員会は、事前届出の申請についての処理、届出済証の交付を受けた者からの確認申請があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

(エ) 公安委員会は、緊急通行車両の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

(3) 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

ア 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

イ 前記アにかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は、駐車しなければならない。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ 前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないときは又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

ウ 前記ア及びイを警察官がその場にはいない限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び

消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第20節 交通応急対策計画

(総務課、産業建設課)

災害発生地における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者又はこれらに必要な資材輸送を確保するためのものとする。

1 交通応急対策

- (1) 産業建設課長は、管内交通事情の実態の把握に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、その状況を随時本部長に報告する。
- (2) 産業建設課長は、緊急輸送以外の車両通行の禁止又は制限を必要と認めた場合は、警察署に連絡を図り、警察官の指導を受けて禁止又は制限の場所及び区間並びに迂回表示等の措置を取るものとする。その場合、町道以外の道路については建設事務所及び警察署に連絡し、県公安委員会の指示を受けるものとする。

第21節 文教対策計画

(教育委員会)

文教対策計画は、文教施設の被害又は、小・中学校児童生徒の被災により通常教育を行えない場合に対処するための計画の策定と効率的運用を期するものとする。

1 学校教育の応急対策

(1) 学校の対応

ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

イ 児童等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、児童等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。

また、交通機関の利用者、留守家庭等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校が保護する。

ウ 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

(2) 応急教育の実施

町教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(3) 災害に対する児童、生徒に対する事前指導計画

小、中学校において災害予防週間等を利用し、予防訓練及び避難訓練等を実施して事前指導の万全を期するものとする。

(4) 教材、学用品の調達及び配給方法

被害児童生徒の不足教材、学用品は災害の発生と同時にその実態を品目別、数量を児童、生徒の個人別表により把握集計して購入配給計画を策定するものとする。この業務は教育委員会が担当し、教科書については教科書会社及び販売店との連絡を密にして調達、配給の確保に努める。

- (5) 被害状況の把握及び報告
各小・中学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設の被害状況を把握し教育委員会に報告する。
- (6) 応急教育施設の確保
教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、施設の効率的な利用を図る。
なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応も検討しておくものとする。
- (7) 児童、生徒、教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応
ア 教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し、実態を把握するとともに調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を総括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずるものとする。
イ 教育委員会は、必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設し、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態を把握することに努める。
- (8) 教員の確保
町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として教員を把握し、確保する。
ア 臨時参集
教員は原則として各所属に参集するものとする。
ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小・中の別）に参集する。
イ 退職教員の活用
災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。
- (9) 学用品の確保のための調査
町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し県へ報告する。また、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は県へ協力要請する。
- (10) 避難所として使用される場合の措置
学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。このため総務課、町教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。
避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。
- 2 社会教育施設の応急対策計画
- (1) 建物及び搬出不可能な文化財等の対策
この対策については常に防災診断等を行い、予防及び応急対策の計画を立て文化財等の保全に努める。
- (2) 搬出可能な文化財等の場合
各文化財等について、その性質及び保全等について知識のある者を責任者に定め、搬出に

当たっての安全を期すること。

(3) 史跡等の応急対策

史跡等の応急対策については、史跡の管理を中心としてその性質等によって災害時の応急措置ができるよう計画すること。また、被災した場合には、町教育委員会は、被害状況の調査を行い、県教育委員会へ報告する。なお、被害が発生した場合は、次の事項を早急に進めるものとする。

ア 被害が小さいときは、所有者・管理者と連絡を取り合って応急修理を行う。

イ 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。

ウ 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図るようにする。

なお、美術工芸品など搬出可能な文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

また、石碑等については、被害の程度によっては復旧可能であり、所有者・管理者を指導し保存の措置を進める。

第 2 2 節 隣保互助、民間団体活用計画

(総務課)

この計画は、災害時において災害応急対策活動の万全を期するための計画である。

1 災害対策奉仕団

(1) 奉仕団の編成

災害応急対策の実施に奉仕する団体等をもって奉仕団を編成するが、奉仕団体構成は次のとおりとする。

ア 地区・隣組（行政区単位）

イ 婦人会

ウ 日赤奉仕団

エ その他の団体

(2) 奉仕団体の所属

奉仕団体は、町の災害対策本部に所属し、災害対策の奉仕をするものとする。

(3) 奉仕団の主な作業は、次のとおりとする。

ア 炊き出しその他災害救助の実施

イ 清掃及び防疫の実施

ウ 軽易な事務の補助

第 2 3 節 水防計画

(総務課)

この計画は、水防法（昭 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 2 5 条の規定に基づき、洪水又は水災を警戒し防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、同法第 1 0 条による洪水予報の通知等を受けたときから、洪水による危険が解消するまでの間の実施運用等を示したものである。（別紙三島町水防計画による。）

第24節 町管理施設の対策

(総務課、産業建設課、町民課、教育委員会)

災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重要な、又は影響の大きい町管理施設の速やかな機能回復及び復旧を図るものとする。

1 建築物等の応急対策

役場庁舎、集会所等の多数の者が利用する施設及び社会福祉施設等においては、風水害が発生した場合、町は当該施設の管理者としてあらかじめ定められた消防計画等の計画に基づき、利用者の安全対策、避難誘導、施設点検、被害状況の報告等の応急対策を行うこととなるが、次のような施設については、各施設の管理者の指示するところによるものとする。

(1) 役場庁舎

- ア 住民、職員等の避難、誘導方法
- イ 負傷者の措置方法
- ウ 電気施設の点検及び修復方法
- エ 電話施設の点検及び修復方法
- オ 無線通信施設の点検及び修復方法
- カ 給排水施設の点検及び修復方法
- キ 冷暖房設備の点検及び修復方法
- ク 建築物の点検及び修復方法

(2) 学校施設 (第21節 文教対策計画)

(3) 保育所

- ア 保育所の被害状況の把握方法
- イ 保護者への連絡・引き渡し方法
- ウ 被害調査及び安全確保方法
- エ 応急復旧の方法

(4) 医療機関

風水害が発生した場合の医療機関における避難、救護、警備、連絡等の方法

(5) 町営住宅

入居者の生活に必要な最小限の施設・設備機能を確保するための方法

(6) 社会福祉施設

被害箇所のうち特に安全上支障をきたすと思われるものの復旧措置

2 土木施設の応急対策

(1) 道路、橋りょう

災害時に交通施設を確保することは特に重要であり、ここでは道路及び橋りょうの被害状況、危険箇所の把握方法、被害箇所の応急措置方法、代替道路の確保方法等について定める。

ア 道路、橋りょうの危険箇所の把握

(ア) 町の管理する道路

町の管理する道路の破損、決壊、橋りょうの流失その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所を早急に把握し、迅速かつ適切な措置をとる。

(イ) 国、県の管理する道路

応急対策活動上重要となる国道及び県道の被害状況、復旧見通し等の情報を町が収

集する。

イ 応急措置

(ア) 町の管理する道路に対する措置方法

町長は、町の管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回路がある場合はこれにより交通の確保をする。

(イ) 県の管理する道路に対する措置要請

国道及び県道に対する措置が実施される必要がある場合は、県に対し措置要請を行う。

a 要請先 b 要請事項 c 要請理由

(2) 河川

災害が発生した場合は、管きょ、ポンプ場、処理場等の被害を防止するとともに被害が発生したときは、その応急復旧を行い河川施設の損壊や浸水の防止等を図る。

ア 被害状況の把握

イ 応急復旧要員の確保方法

ウ 応急復旧用資材の確保方法

エ 応急措置方法

(3) ため池及び用水路

施設に破損又は決壊の危険が生じた場合を考慮して以下の項目について定める。

ア 被害状況の把握方法

イ 危険性の通報・避難方法

ウ 関係機関との連絡調整後の緊急放流

エ 雨水進入防止対策（土のう積み、シート掛け）

オ 監視体制の強化（二次災害の防止）

(4) 水道（第8節給水計画）

(5) 下水道

ア 被害状況の把握方法

イ 応急復旧要員の確保方法

ウ 応急措置方法

第25節 電力、公衆電気通信の供給機関対策

(東北電力(株)会津若松支社、東日本電信電話(株)会津若松支店、産業建設課)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電力、公衆電気通信の各施設（以下「各施設」という。）を防護し応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じ各々その供給確保を図るものとする。

1 電力施設応急対策（東北電力（株）会津若松支社）

応急措置については各施設の事業者とあらかじめ協議した、次の要領により実施する。

(1) 災害対策本部の設置

- ア 災害により電力施設に被害が発生するおそれがある場合は、東北電力（株）が策定した「非常災害対策実施基準」に基づいて災害対策本部を設置する。
- イ 災害対策本部長は、情報連絡、警戒指令及び復旧方針等の災害対策の基本方針を決定し迅速的確な応急対策を実施する。
- ウ 災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、上位機関に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。
- エ 災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定車両の確保に努める。

(2) 情報収集及び広報

- ア 災害により、電力施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- イ 防災行政無線、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項について広報を行う。

(3) 応急復旧

- ア 災害対策本部は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧態勢を確立し応急対策を実施する。
- イ 復旧作業は各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。
- ウ 復旧作業は、病院、交通、通信、ガス、災害対策の中核となる官公署報道機関及び避難所等を原則的に優先する。また、災害の状況及び各施設の復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

2 電気通信施設応急対策（東日本電信電話（株）会津若松支店）

(1) 災害対策本部の設置

災害により電気通信施設が被害を受け、又はそのおそれがあるときは「災害対策内規」に基づき、その規模、状況により災害情報連絡室または災害対策本部を設置する。

(2) 情報収集及び連絡

- ア 施設の被害状況は、機械、線路調査により把握するとともに、関係機関から道路状況及び災害情報を収集する。
- イ 施設の被害状況及び完全復旧状況は、町災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報するものとする。

(3) 事前措置

- ア 災害対策用資材物品の点検
- イ 可搬無線機の出動準備

- ウ 異常ふくそうに対する措置の検討
- エ 予備電源設備、移動電源車の稼働準備
- オ 行動要員の確保（呼び出し等を含む）

(4) 応急復旧

災害により、公衆通信施設が被害を受けた場合は、「災害対策内規」に基づき復旧班を出動させるとともに、状況によっては上部機関及び関係工事業者へ応援要請をし速やかに施設を応急復旧し公衆通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- ア 可搬無線機により公衆電話の設置
- イ 可搬無線機により中小局間の通信回路の作成
- ウ 移動電源車、携帯用ガソリン発電機により中小局の電源確保
- エ 必要により、町災害対策本部、警察、消防機関等の通信回路の作成

(5) 非常通話、緊急通話の確保

通信施設が被害を受けない場合で非常通話又は緊急通話を確保する必要があるときは、通信規制及び一部通信停止の措置を講ずる。

第26節 自衛隊派遣要請計画

(総務課)

町長は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（生活環境部）に対して、自衛隊災害派遣要請をするものとする。

1 災害派遣要請の要領

町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、会津地方振興局長を経由して、知事（生活環境部）へ要求するものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合には電話等により直接知事（生活環境部）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに会津地方振興局長に連絡するものとする。

- (1) 提出先 生活環境部
- (2) 提出部数 2部
- (3) 記載事項
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

2 町長不在時の対応

災害派遣要請等を判断する町長が不在時の非常時においては、副町長が決定し、それも困難な場合には教育長を第3順位、総務課長を第4順位とする。

3 災害派遣活動の内容

- (1) 活動内容は、人命又は財産保護のための諸活動、土木作業、航空機や車両による救援、救助、輸送及び無線機による通信支援等である。
- (2) 郡山駐屯部隊
特科連隊を有し、機械力による大規模な土木作業車両による土砂運搬作業、人員輸送作業、

舟艇による人員、車両輸送、組立橋梁による架橋作業、軽無線機による通信支援、関係部隊の航空機による救援作業などである。

4 災害派遣担当部隊

郡山駐屯部隊第6特科連隊第3科

所在地 郡山市大槻町字長右エ門林1（電話郡山024-951-0225内線235）

担当者 第6特科連隊第3科長（県防災行政無線7-80-380-01番）

時間外 郡山駐屯地当直司令（内線301県防災行政無線7-80-380-02番）

5 自衛隊の自主派遣

町長が通常の派遣要求ができない場合は、当該市町村を災害派遣隊区とする部隊長に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知する。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、その旨を通知する。なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

災害派遣隊区担当部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められていること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

6 部隊の受け入れ体制

- (1) 町長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊急に連絡協力するものとする。
- (2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除
知事及び町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。
- (3) 作業計画及び資機材等の準備
知事及び町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業優先順位

ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にし、役場又は災害現場に連絡所を設置するものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ

知事は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、町長及び関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受け入れの体制を整備するものとする。

ア 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

イ 宿舎

ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

エ 駐車場（車一台の基準は3m×8m）

オ 臨時ヘリポート

7 現地における部隊本部

(1) 派遣部隊の本部は、原則として町の連絡先と同一の場所に設置し、相互の緊密な連絡のもとに作業の実施に当たるものとする。

(2) 災害派遣時に要した経費の負担区分は次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県・町・部隊が相互調整のうえ、その都度決定するものとする。

8 県、町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

9 自衛隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、機材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地往復等の経費

10 ヘリポート

町内の公共施設を臨時ヘリポートとする。なお、小型ヘリコプターにあつては、一機当たり直径30m以上、中型及び大型ヘリコプターにあつては一機あたり直径50m以上の空き地があること、並びにヘリポート周辺に仰角60度以上の工作物等がないことがないことが必要である。臨時ヘリポートの所在地等は、資料49に定める。

11 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置を取ったときは直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限

(2) 他人の土地の一時使用等

(3) 現場の被災工作物等の撤去等

(4) 住民等を応急措置の業務に従事させること。

また、自衛隊法の規定により災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

なお、その際、自衛官の措置に伴う損失及び損害の補償については、町が行うものとする。

12 派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣の目的が達成された時は、会津地方振興局長を経由して知事に撤収を要請する。この際次の事項について十分協議を行うものとする。

- (1) 町、自衛隊及び他の関係機関（警察、消防）との調整
- (2) 行方不明者の捜査の場合、家族との調整

第 2 7 節 ボランティアとの連携

(町民課)

1 ボランティア団体等の受入れ体制の整備

(1) ボランティアの受入れ

ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には迅速かつ的確に受け入れるものとする。また、被災地外からのボランティアの受け入れ、活動調整等については、日本赤十字社福島県支部、社会福祉協議会、県内ボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行う町単位に設置し、対応に当たる。

(2) 情報提供の窓口

ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、災害対策本部の中にボランティア団体に対する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努める。

特に、発災直後においては近隣町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等について情報提供を行うものとする。

災害対策本部における総合的な窓口は、厚生部福祉衛生班が当たり情報提供を行うものとする。

(3) 活動拠点の提供

必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティア団体等の活動

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 炊き出し、その他の災害救助活動
- ウ 医療、看護
- エ 老人介護、看護補助、外国人への通訳
- オ 清掃及び防疫
- カ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- キ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ク 災害応急対策事務の補助
- ケ 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- コ 無線による情報収集及び伝達

3 ボランティア保険の加入促進

町及びボランティア関係団体は、ボランティア保険への加入を広報等を通じて呼びかけるとともに、町は、災害態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

第 28 節 災害救助法の適用等

(総務課)

1 災害救助法の適用

本法による救助は、一時的な応急救助であり、個人の基本的生活権の保護と全体的な保全が目的であり、国の責任において行われるものであるが、その実施にあたっては県知事があたるととされている。この場合、災害救助法に基づく救助の部分については町長が県知事に権限の一部を委任され、また、県知事を補助して行うものである。

2 災害救助法における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が町長の要請に基づき、町の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した町の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準に達するとともに被災者が現に救助を必要としている状況にあるとき適用される。

- (1) 住家の滅失した世帯の数が町域内で50世帯以上に達した場合
- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が2,000世帯以上に達し、本町における被害世帯数が25世帯以上に達した場合
- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が9,000世帯以上に達し、本町における被害世帯数が多数である場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じた場合

4 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

被害の認定基準については、資料編「被害の認定基準一覧」のとおりである。

5 災害救助法の適用手続き

- (1) 災害救助法による救助は、町の区域単位で実施されるものであり、町における被害が3に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

6 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等

(1) 救助の種類

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊き出し等による食品及び飲料水の供給

- ウ 被服、寝具等の生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具、資料の給与・貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜査及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 職権の委任

県では、福島県災害救助法施行細則第17条により次に掲げる救助の実施に関する知事の職権を町長に委任している。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊き出し等による食品及び飲料水の供給
- ウ 被災者の救出
- エ 学用品の給与

(3) 救助費の繰替支弁

災害救助法第44条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

第4章 災害復旧対策計画

災害復旧対策の計画については、応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、災害の実態の把握と併せて恒久的計画を立てるものとする。

第1節 公共施設の災害復旧（対策）計画

（総務課、産業建設課、町民課、教育委員会）

1 災害復旧計画の作成の基本方針

（1） 災害の再発防止

災害発生後、被災した各施設の被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り計画を作成する。

（2） 災害復旧事業時間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧対策計画の事項別項目

（1） 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画

イ 砂防設備事業復旧計画

ウ 林地荒廃防止施設事業復旧計画

エ 道路公共土木施設事業復旧計画

（2） 農林水産業施設事業復旧計画

（3） 上水道災害復旧事業計画

（4） 下水道災害復旧事業計画

（5） 住宅災害復旧事業計画

（6） 社会福祉施設災害復旧事業計画

（7） 医療施設災害復旧事業計画

（8） 社会教育施設災害復旧事業計画

（9） 学校教育施設災害復旧事業計画

（10） 災害復旧金融、資金計画

（11） 被災中小企業振興計画

（12） 被災者の生活確保計画

（13） その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定を受けるため査定計画を作成し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- ケ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- エ その他の財政援助及び助成

(3) 激甚災害の指定

町は、県が行う激甚災害及び極地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

4 災害復旧事業の実施

町は、復旧事業を早期に実施し災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

第2節 被災者の生活確保対策

(総務課、町民課)

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

1 義援金の配分

(1) 義援金の受け入れ配分

町に委託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議のうえ被災者へ配分する。

(2) 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流失世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

2 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図るものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が、「公営住宅法」に定める基準に該当するときは、被災住宅の状況を速やかに調査して、公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努めるものとする。

3 郵便関係の措置等

三島町内の郵便局は、災害が発生した場合には、三島町との災害時における相互協力に関する覚書により災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

(1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策

(2) 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

4 生活支援

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法」に基づき支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものとする。

5 資金の融資等

被災者の生活確保の一環として、次の事業資金その他貸付金等の資金導入を指導するものとする。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援助資金の貸付

災害弔慰金の支給については、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、町の条例に基づき死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

(2) 生活福祉資金の災害援助資金

(3) 母子福祉資金

(4) 住宅金融公庫資金

6 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対し、地方税法又は三島町被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例等の規定により、租税の徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適切な措置を講ずるものとする。

7 職業の斡旋

被災者が災害のため、転職又は一時的に就職を希望している場合は、会津若松ハローワークと協力して、職業の斡旋に努めるものとする。

8 被災証明書等の交付

町は、あらかじめ被害認定及び被災証明交付の担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。この場合における総合的な窓口は、総務部経理広報班が担当する。

第3節 民間施設の災害復旧計画

(総務課、産業建設課)

本町は、被災した民間施設の早期復旧を図るため、各種資金の確保、復旧計画の樹立又は実施等について、斡旋、指導等を行うものとする。

1 農林漁業資金の確保

被災した農林漁業者等の経営の維持等に必要な資金及び被災した施設の復旧に必要な資金の融通が円滑に行われ、農林漁業の再生産力を確保し経営の維持安定を図るため、会津みどり農業協同組合及び関係機関の協力を得て次の措置を講ずるものとする。

- (1) 国及び関係機関に対する天災融資法の発動要請並びに同法による天災資金（経営資金）の斡旋、活用並びに同資金に対する利子補給の実施
- (2) 災害に対処するために設けられている農林漁業金融公庫資金斡旋、活用
- (3) 天災資金等の農林漁業制度資金を借り入れるまでに必要なつなぎ資金の斡旋、活用
- (4) 農協等融資機関に対する既往資金の返済条件等の緩和要請

2 中小企業資金の確保

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、商工会及び関係機関の協力を得て、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害復旧貸付」の円滑な融資を関係金融機関に対し要請する。
- (2) 銀行、信用金庫及び信用組合等の金融機関の中小企業向融資の配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力する。
- (3) 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害の指定を受けるために必要な措置を講ずる。

第5章 震災対策計画

第1節 総則

1 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大地震が発生した場合にとるべき地震災害応急対策を中心に、日常の啓発、訓練及び緊急整備事業等について地震防災計画を作成する等地震防災体制の推進を図るものとする。

また、大地震が発生した場合、木造建物の倒壊及び火災による消失等の被害は大きく、その他崖崩れ等の被害も予想され、阪神・淡路大震災の例に見られるような電気、水道、道路などライフラインの寸断、交通の混乱等が予測される。

この計画は、地震予防対策、地震災害応急対策等に係る措置、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、大震災に係る防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等について定め、これを推進することにより町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

2 計画の指針

- (1) 本計画は、大地震の発生に伴う被害の発生を防止し軽減するための町及び防災関係機関の構すべき措置を定めるものとする。
- (2) 本計画は、震災時における応急対策を中心に作成するものとする。併せて教育、広報、訓練及び緊急整備事業等平常時における対策についても計画化するものとする。
- (3) 本計画は、防災関係機関等とともに引き続き研究協議し、検証を行い、計画内容の充実を図るものとする。

3 地質構造

会津盆地は、周りを新第三紀の各種堆積岩類及び火山岩類よりなる山地と第四紀の猫魔火山により囲まれ、盆地の基盤もまた新第三系の地層より形成されている。

これらの地層は、時代未詳の古生層（又は中生層）花崗岩を基盤に新第三紀最下部層の閤川層（安山岩熔岩をはさむ緑色凝灰岩や凝灰角礫岩）及び大検沢層（礫岩を主体とし安山岩熔岩をはさむ暗緑色凝灰岩、砂岩、頁岩を含む）の上位に累重している。黒岩層や上三寄層の堆積が開始された時期から本地域は、本格的な堆積盆地に成長しはじめ、まもなく地域全域に海進が及んで厚い海成層が堆積している。

火山活動は、新第三紀の間を通じてほとんど連続的に行われた。火山活動は、檜原湖北東部や会津盆地東縁部や北縁部の西部で活発であった。（閤川層）が利田層、荻野凝灰岩堆積時には、ほとんど全域に広がった。この間に、岩質は安山岩質から流紋岩質に移り変わっている。

また、この直後には変形運動を伴う流紋岩や石英安山岩の活動が、局地的に行われているが、この期間には、再び安山岩の活動も始まっている。

塩坪層の堆積時になると、また、流紋岩や石英安山岩の活動が行われ、隆起運動を伴いながら、藤峠層の堆積時まで継続している。鮮新世に入って多量の熔岩凝灰岩で特徴づけられる石英安山岩の活動が、当時の堆積盆地の周辺の地背斜化したところで、開始されているが、この活動は、山都層群（藤峠層～七折坂層）堆積時をとおして継続した。会津盆地の原形は、山都層群の堆積が始まるころにその萌芽が表れ、造盆地運動を伴いながら、厚さ最大700mに及ぶ山都層群がここに堆積した。山都層群堆積後に断層町摺曲運動が起こり、その結果生じた盆地部に厚い洪沖積

層が堆積した。この時期に猫魔、磐梯火山の活動が始まった。

盆地面下の堆積物は、層相変化の激しい砂礫層が優勢で砂層や粘土層をはさむ第四紀層である。

4 会津盆地西縁断層帯・会津盆地東縁断層帯の評価

地震調査研究推進本部地震調査委員会が、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、平成17年2月に発表した会津盆地西縁・東縁断層帯についての評価は以下のとおりである。

会津盆地西縁・東縁断層帯は、会津盆地の西縁及び東縁に位置する活断層帯である。会津盆地西縁断層帯は、喜多方市（旧熱塩加納村）、河沼郡会津坂下町を経て大沼郡会津美里町（旧会津高田町）に至る長さ約34kmの断層である。ほぼ南北方向に延びており、断層の西側が相対的に隆起する逆断層である。

会津盆地東縁断層帯は、耶麻郡北塩原村から喜多方市、会津若松市を経て南会津郡下郷町に至る長さ約49kmの断層である。ほぼ南北方向に延びており、断層の東側が相対的に隆起する逆断層である可能性がある。

会津盆地西縁断層帯は、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.3程度の地震が発生する可能性があり、その際、断層近傍の地表面では西側が東側に対して相対的に4～5m程度高まる段差や撓みが生ずる可能性がある。

会津盆地東縁断層帯は、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.7程度の地震が発生し、その際には東側が西側に対して相対的に4m程度高まる段差や撓みが生ずる可能性がある。

第2節 災害予防計画

1 防災組織の整備・充実（総務課）

(1) 町防災会議

第1章 第5節のとおり

(2) 災害対策本部

第3章 第1節のとおり

(3) 水防本部

第3章 第2・3節のとおり

(4) 防災関係機関の防災組織

第1章 第6節のとおり

(5) 自主防災組織

第2章 第1・2節のとおり

(6) 応援協力体制

ア 行政機関に対する応援要請

(ア) 知事等に対する応援の要求等について迅速な対応をとれるよう努める。

(イ) 他の市町町長等に対する応援の要請等について迅速な対応をとれるよう努める。

(ウ) 他の消防機関に対する応援要請について迅速な対応をとれるよう努める。

イ 防災関係民間団体等に対する応援要請

(ア) 応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう災害支援協定締結等により協力体制を整える。

2 防災情報通信網の整備（総務課）

町の防災行政無線及び福島県総合情報通信ネットワークを活用し、行政機関との連絡通信回線、

地域住民に対する災害・被害情報の提供、収集伝達手段として充実に努める。

3 地震観測計画（総務課）

県の震度情報ネットワークシステムの整備により震度情報を収集し、防災関係機関の初動活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

また、震度4以上の震度情報については、地域住民への広報、応援等の対応方針等の検討に役立てるものとする。

4 地域の防災対策（産業建設課）

被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、農村公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な輸送路の確保等による総合的な地域防災の整備に取り組み、災害に強い安全な町づくりを積極的に推進する。

(1) 既存建築物総合防災対策推進計画の策定

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な防災対策計画を策定する。

ア 耐震診断及び耐震改修対策

イ 防災診断及び防災改修対策

ウ 落下物対策

エ ブロック塀等安全対策

オ 定期調査報告及び維持保全計画の推進

(2) 建築物の耐震性促進

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状であり、建築物の所有者又は、管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

ア 防災上重要な建造（築）物の耐震性確保

災害応急対策は、迅速かつ的確な情報伝達とともに、避難、救助活動の本拠となる建築物が基本（必要）となるので、本町は、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保に努めるものとする。

(ア) 震災時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる役場庁舎、小・中学校体育館及び公民館等の町有施設

(イ) 震災時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる学校、特に、小中学校については、地震防災上、補強を要する施設として地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急五箇年計画に導入されている。

(3) 一般建築物の耐震性促進

一般建築物の耐震性について、広く町民の認識を深めるとともに、耐震化の指導に努める。

(4) ブロック塀の倒壊防止対策

本町におけるブロック塀の設置状況は極めて少ない状況であり、今後の道路沿いのコンクリートブロック塀設置予定者に対しては、建築基準法に適合したものを指導する。

(ア) 町は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレットを作成し、知識の普及を図る。

(イ) 町は、地域のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

(ウ) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

(エ) 町は、ブロック塀を新設又は、改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(5) 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物危険度判定士制度」を活用するとともに、判定活動体制の構築を図るものとする。

(6) 窓ガラス等の落下物防止対策

ア 町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

(ア) 容積率400%以上の地域内に存する建築物及び町地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。

(イ) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。

(ウ) 建築物の所有者管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(7) 防災空間の確保

ア 緑地保全地区の指定

地域における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のための必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについては、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区を指定し、町は、県が定める「福島県広域緑地計画」に基づき、計画的に指定の推進を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

イ 地域計画道路の整備

地域の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりでなく、コミュニティの形成等、町民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

町は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路のネットワークの計画的な整備を推進する。

整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

5 地震防災緊急事業五箇年計画（総務課）

町は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して策定された「福島県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、積極的に事業の推進を図る。

6 上下水道施設災害予防対策（産業建設課）

上下水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することとする。

(1) 上水道施設予防対策

- ア 基幹施設の分散や系統多重化により保管機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により地震被害の軽減等を図るものとする。
- イ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。
- ウ 応急復旧用資機材の確保
応急復旧用資機材の備蓄の推進と備蓄状況の把握に努める。
- エ 応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくよう努める。

(2) 下水道施設予防対策

- ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震診断を行い、その他の施設については、ある程度地震被害を想定し、機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど復旧対策に重点を置いた整備を図るものとする。
- イ ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の配水機能が確保されるよう整備を図るものとする。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう努める。
- ウ ポンプ場及び処理場での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮するものとする。
- エ 応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくよう努める。

7 電気施設災害予防対策（東北電力（株）会津若松支社）

電力施設の耐震性の強化及び被害軽減のため諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力の供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

また、災害が発生した場合には直ちに出勤して、二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

8 電気通信施設等災害予防対策（東日本電信電話（株）会津若松支店）

災害時においても、通信の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施し、災害が発生した場合に備えて東日本電信電話（株）会津若松支店に迅速かつ的確な措置を行えるよう万全の体制を期する。

9 道路及び橋りょう等災害予防対策（産業建設課）

日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに震災点検に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

今後、構造物等の耐震設計は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置（平成7年5月付建設省通知）」を当分の間、準用するものとする。

(1) 町管理の道路及び橋りょう災害予防対策

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面防護工の設置、落石防止工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

(2) 農道・林道及び橋りょう災害予防対策

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架替補強等を推進し、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

(3) 道路付帯施設災害予防対策

ア 軟弱地盤箇所施設及び老朽施設については、更新、補強等を推進する。

イ 主要交差点については、交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

10 河川等災害予防対策（産業建設課）

(1) 地震等により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

11 土砂災害予防対策（産業建設課）

急峻な地形と、脆弱な地質、豪雪等の気象条件により地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘因されないよう地すべり対策事業を推進する。

12 火災予防対策（総務課）

（1） 出火防止対策

ア 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

イ 住宅防火対策の推進

地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備・器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

ウ 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。

（2） 初期消火体制の整備

ア 消火器等の普及

災害時における初期消火の実効性をたかめるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう推進する。

イ 自主防災組織の初期消火体制

地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

（3） 火災拡大要因の除去計画

ア 道路等の整備

計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

イ 建築物の防火対策

公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓蒙指導する。

ウ 薬品類取扱施設対策

地震発生時には、教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発し、被害を拡大する危険性があるため、これらに対し薬品類の管理及び転落防止について指導する。

（4） 消防力の強化及び広域応援体制の整備

消防の資機材については国の補助等を積極的に活用して充実を図り、また、第一線において消防活動を行う消防団員については、技術の向上と組織の活性化に努め、地域の実情に応じた適正な配置を行うよう指導を行う。

また、隣接市町村との既存の消防相互応援協定について随時見直しを行い、円滑な応援

体制の整備を図るものとする。

(5) 消防水利の整備

地震による消火栓等人工水利の障害に対応すべく耐震性の貯水槽の整備の導入、また、河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努めるものとする。

13 医療（助産）救護・防疫体制の整備（町民課）

(1) 医療（助産）救護活動体制の整備

地震発生時には、広域的あるいは局地的に救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。町においては、救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

（第3章 第13節のとおり）

14 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備（町民課、総務課）

住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、町民は2～3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくよう推進する。

なお、今後、災害時における生活必需物資の確保のため町内外の商店等と協定を締結するよう努める。

（第3章 第8・9・10節のとおり）

15 防災教育（総務課）

地震による災害発生の防止、或いは災害発生時における被害の軽減を図るため、日頃から地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、町民一人一人が自らの生命と財産を守るため、地域の中で積極的な防災活動の推進に努める。

町は、町民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成に努める。

16 防災訓練（総務課）

町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

（第2章 第8節のとおり）

17 自主防災組織の整備（総務課）

（第2章 第12節のとおり）

18 災害時要援護者予防計画（町民課）

地震災害時において、高齢者、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。こうした状況を踏まえ、今後は災害時要援護者の防災対策を積極的に推進する。

（第2章 第13節のとおり）

19 ボランティアとの連携（町民課）

大規模な地震災害発生時には、多くの善意の支援申し入れが寄せられ町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制について検討しておく必要がある。また、ボランティアの受け入れに際しても、医療、看護、老人介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう努める。

(1) ボランティア団体等の把握・登録

町は日本赤十字社三島分区、社会福祉協議会などと連携を図りながら団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

(2) ボランティア団体等の把握・登録

町は地域におけるボランティアコーディネート機能を有するボランティア団体等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア団体に対する情報の窓口を設けるなど、情報提供に努める。

また、ボランティアの活動拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討し、ボランティア保険制度の導入についても検討すること。

(第2章 第14節のとおり)

第3節 地震災害応急対策

町及び防災関係機関等は、地震災害の発生防止、または地震災害が発生した場合における被害の軽減を図るため必要な地震災害応急対策を実施するものとする。

1 職員参集基準（総務課）

地震は突発的に発生するため、初期の防災機関の立ち上がりが非常に重要であるため、特に夜間、休日等に地震が発生した場合に、被害の状況等の情報の収集連絡等に当たるため、職員の参集範囲について、次のように定めるものとする。

- ア 地震の震度が4の場合 総務課職員
- イ 地震の震度が5（弱）以上の場合 全所属課職員

(第3章 第1節のとおり)

2 災害対策本部の設置基準（総務課）

(1) 災害対策本部の設置等

町長は、地震が発生した場合において、次の基準により災害対策本部を設置する。また、災害の危険がなくなったときは、本部を解散する。

ア 町内で震度6（弱）以上の地震が発生したとき。【自動設置基準】

イ 町内で震度5（弱、強）を観測、発表し大規模な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき。

ウ 気象庁の発表にかかわらず、町内に地震による大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。

(2) 災害対策本部の業務

- ア 町民への情報提供と呼びかけ
- イ 地震情報等の受伝達
- ウ 防災関係等の業務に係る連絡調整
- エ 発災後における応急対策の準備
- オ その他地震災害応急対策の実施

(3) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、三島町災害対策本部条例の定めるところによる。

(第3章 第1節のとおり)

3 災害対策本部の非常配備体制（総務課）

ア 町長は、次の場合、非常配備の体制をとるものとする。

地震災害応急対策に係る措置を要する場合

イ 配備体制及び参集場所は、町長が別に定める。

ウ 職員は、地震情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに動員を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

※ 災害対策本部（各課班の分掌事務については、一般災害対策本部事務分掌に準ずる。

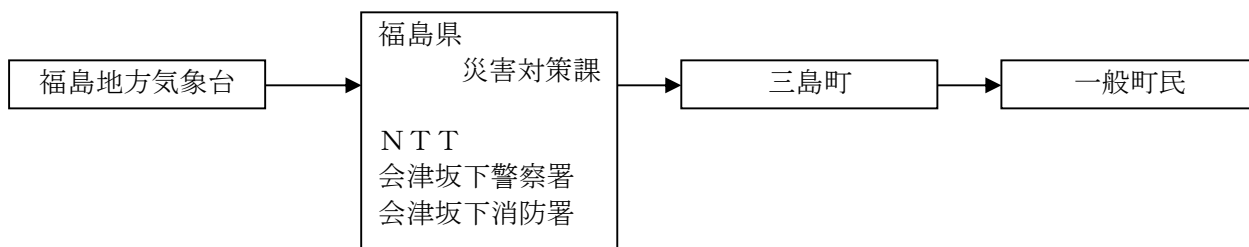
（第3章 第1節のとおり）

4 地震災害情報に関する対策（総務課）

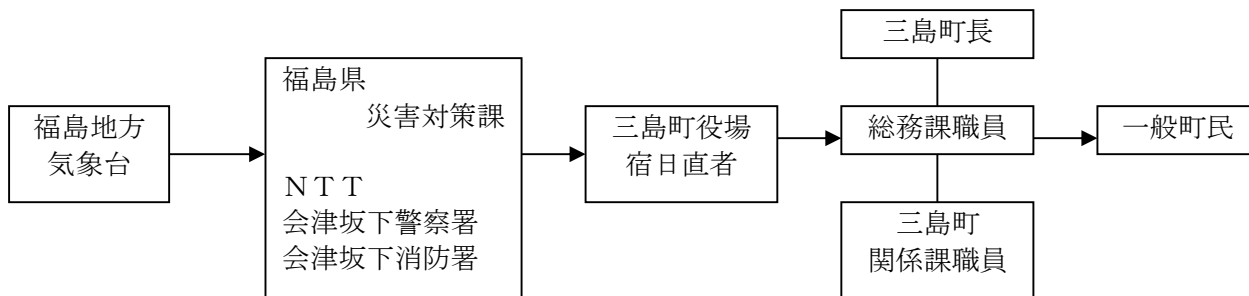
（1）地震情報等の受理・伝達

地震情報の種類には、地震情報又は各地の震度に関する情報があり、情報伝達経路により迅速・的確に伝達するとともに避難の勧告、指示等の必要な措置を行う。

ア 勤務時間内の情報伝達経路



イ 勤務時間外、休日の情報伝達経路



ウ 県防災行政無線の活用

県が行う気象予報警報及び災害時における災害情報の伝達並びに被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は県防災行政無線を活用する。

（2）被害状況等の報告

町が県に報告するに当たっては、県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とする。

なお、この場合において、町が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

(3) 町の組織内の伝達

ア 勤務時間内

(ア) 庁舎内 放送設備による一斉放送により伝達する。

(イ) 出先機関 放送を受けた各連絡員は、防災行政無線、電話等により関係出先機関に伝達する。

イ 勤務時間外、休日の伝達

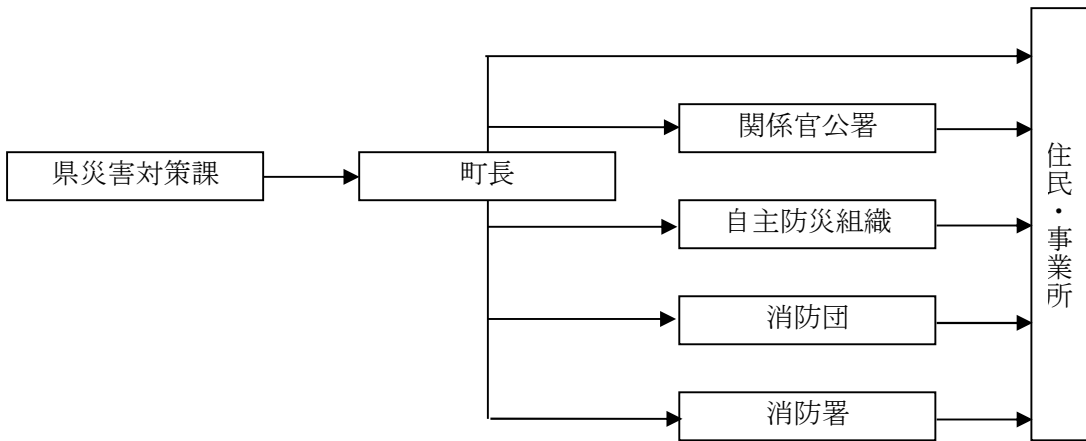
勤務時間外、休日においては宿日直者が総務課職員へ連絡し、防災行政無線、電話等により関係職員に伝達する。

ウ 町教育委員会の伝達

教育委員会への各町立学校等への伝達系統は、教育委員会において別に定める。

(4) 地震情報等の住民への周知

町は、地震情報等について防災行政無線、広報車、消防車等により地域住民に伝達するものとする。



(5) 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

ア 食料、生活必需品、医薬品等の確保

(ア) 災害応急対策に必要な物資等の確保を行う。

(イ) 町は、県に対し居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し応援救護及び被災者救護のため必要な物資の供給の要請をすることができる。

イ 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

(ア) 防災関係機関は三島町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の災害復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等を行うものとする。

(イ) 機関ごとの具体的な措置内容は機関ごとに定める。

（第3章 第3節のとおり）

5 広報対策（総務課）

災害時の混乱の発生を未然に防止し地震災害応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう各防災関係機関は、広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

(1) 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

ア 地震情報等及び町内における災害危険区域及び避難対象地区への周知

- イ 避難の勧告及び指示等
- ウ 交通規制の状況等、地震災害応急対策の内容と実施状況
- エ その他状況に応じて事務所又は住民に周知すべき事項

(2) 広報手段等

広報は、防災行政無線、広報車等に通ずる伝達ルートを用いて行うものとする。

(3) 広報の重点事項

町は、住民への広報を実施するに当たっては、次の事項に留意して、的確、迅速に行うものとする。

- ア 冷静な行動をとるべきこと。
- イ 不要な火気を始末すること。
- ウ 家具等屋内重量物の倒壊防止措置をとること。
- エ テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- オ 当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること。
- カ 自動車による移動を自粛すること。
- キ 避難対象地区として町から指定された地域以外は避難行動をしないこと。
- ク 特に必要のない限り、食料品の買い出し等の外出は自粛すること。
- ケ 特に必要のない限り、電話の使用は自粛すること。

(第3章 第5節のとおり)

6 各施設の対策

町は、地震の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため管理する施設、設備については、第三者（来庁者）に対し危険を及ぼさないことを第1目標に措置するものとする。

なお、具体的な措置内容は、各施設管理者が別に定める。

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

- ア 公共施設
- イ 旅館等
- ウ 集会所

(2) 各施設等に共通する事項

- ア 地震情報等の入場者への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 火気使用設備の点検
- エ 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止の措置
- オ 発火流失、爆発のおそれのある危険物等の点検
- カ 受水槽等の緊急貯水
- キ 消防用設備の点検、整備と事前配備
- ク 防災活動上必要な資機材等の確保
- ケ 通信手段の確認と確保
- コ その他、管理する施設、設備について特に必要な点検

(3) 個別事項

- ア 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする児童等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な

者の安全確保のため必要な措置

(4) 広域避難場所等の安全確認

町は、発災に備えて避難場所等の安全確保の確認を行う。

(5) 地震災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置等による非常電源の確保

(イ) 通信手段の確保

(ウ) その他の必要な措置

7 建物及び構造物等の倒壊（産業建設課）

町は、余震による建築物等の倒壊に関して建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、適切な避難対策を実施するものとする。

8 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配備（総務課）

ア 町は、三島町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等を行うものとする。

イ 防災関係機関は、町が実施する災害応急対策を推進するため、必要な資機材の点検、整備及び人員の確保等の準備を行うものとする。

なお、具体的な内容は、各機関ごとに定める。

9 避難対策（総務課）

人命、身体を保護を図るため、町は危険地区の住民等避難を必要と認める者に対し、避難の勧告又は指示を行うものとする。

(1) 避難の実施

ア 町長は、大地震が発生した場合、直ちに危険地区の住民等に対し、次の内容を明示して避難の勧告又は指示を行うものとする。

(ア) 避難対象地区

(イ) 避難経路

(ウ) 避難先

(エ) 避難勧告又は指示の理由、地震動による急傾斜崩壊の危険性

(オ) その他必要な事項

(2) 町長は、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認められるときは、危険区域の指定を行うとともに次の措置をとるものとする。

ア 防災行政無線、広報車等による避難の勧告、指示等の周知

イ 県災害対策本部への避難状況等の報告

ウ 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指導

エ 会津坂下警察署への避難の勧告、指示を行った旨の通知

オ 会津坂下警察署への避難誘導、交通規制等の措置の依頼

(3) 町長は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備並びに職員の派遣を行うものとする。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 町長は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、妊産婦等避難

に当たり介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

(6) 町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(5)に掲げる者の避難場所までの介護及び担当は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織の指定するものが担当するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は移送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(7) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ その他必要な措置

(8) 町は、(7)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の放出等の要請

イ その他必要な措置

(第3章 第6節のとおり)

10 飲料水に係る措置(産業建設課)

(1) 供給量の確保

町は、関係機関の協力を得て、各家庭その他の施設等に対して緊急貯水を要請する。

(2) 応急給水体制

町は、給水に必要な水量の確保を行う。

(3) 民間井戸等

町は、あらかじめ自主防災組織単位に井戸の把握に努め、災害時に活用できるよう措置するものとする。

(第3章 第10節のとおり)

11 食料、生活必需品の確保(総務課)

町は、応急物資及び生活必需物資の調達について関係団体等と連絡を取り食料及び生活必需物資調達体制の確認をするものとする。

(第3章 第8節のとおり)

12 医療救護対策(町民課)

町は、地域防災計画に基づき救護所の開設を行い、医療救護活動に必要な医療器材、医薬品の緊急調達を行うものとする。

(第3章 第12節のとおり)

13 緊急輸送(産業建設課)

(1) 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は、次のとおりである。

ア 地震災害応急対策実施要員

イ 地震災害応急対策の実施に必要な食糧、医薬品、防災資機材等の物資、資機材

ウ その他地震災害対策本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

(2) 緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係及び実施機関相互の連絡協力体制を十分整備するものとし緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町災害対策本部において必要な調整を行うものとする。

(3) 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者は、計画に基づきその施設の整備に努める。

(4) 本町における緊急輸送ルートは次のとおりである。

ア 県の指定する緊急輸送ルート

路 線 名	区 間
国道252号	町内の区間全線
国道400号	
主要地方道会津若松三島線	
主要地方道柳津昭和線	
県道小林会津宮下停車場線	
県道小栗山宮下線	
県道滝谷桧原線	

イ 町が指定する緊急輸送ルート

路 線 名	区 間
1級町道下ノ沢居平線	町内の区間全線
1級町道桧原馬場平線	
1級町道名入大石田線	
1級町道寺沢四ツ田線	
1級町道宮下名入線	
1級町道桑原線	
1級町道川井西方線	
2級町道早戸居平台倉線	

(注) ただし、上記路線・区間には、重複するルートは表記していない。

本ルートの通行に支障を生じたときは、補助ルートを使用するものとする。

(5) ヘリコプター臨時離着陸場

空路からの物資受け入れ拠点として資料49の臨時ヘリポートを指定する。

(6) 緊急輸送車両等の確保

ア 町及び関係機関は、緊急輸送に必要な輸送車両などについては、町内運送業者等と災害支援協定締結等によって確保を図るものとする。

確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段は別に定める。

イ 町は、輸送手段の確保について、県に対し要請することができる。

(第3章 第17節のとおり)

14 交通対策（総務課）

(1) 道路

安全、円滑な避難及び緊急輸送を確保するため、車両を使用しないことを前提としながら、次の交通対策を実施するものとする。

ア 運転者のとるべき措置

(ア) 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

a 地震の発生を覚知した場合は徐行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

b 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に駐車させること。やむをえず道路上において避難するときは、他の車両等の通行に支障なき場所に停車させ、エンジ

ンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 交通規制措置等

(ア) 基本方針

- a 災害危険区域内への一般車両の走行は極力抑制する。
- b 災害危険区域への一般車両の流入は極力抑制する。
- c 災害危険区域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- d 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図る。

(イ) 交通規制箇所

- a 災害危険区域への車両の流入は、原則として災害危険区域と災害危険区域外との境界付近の交差点において規制する。

(ウ) 交通規制の実施

混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制は、会津坂下警察署と連絡を取りながら実施する。

- ### (エ) 交通規制は、災害対策基本法に定められた標識等を設置し実施する。ただし、緊急を要し標識等を設置するいとまがないとき又は標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行うものとする。

(オ) 緊急輸送車両の確認手続

- a 緊急輸送車両は、災害対策基本法第76条に規定する地震災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (a) 避難勧告、指示
- (b) 消防、水防その他の応急措置
- (c) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- (d) 施設及び設備の整備及び点検
- (e) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大地震により、地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持
- (f) 緊急輸送の確保
- (g) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備
- (h) その他の災害応援対策又は被害の軽減を図るための措置

(カ) 緊急輸送車両の確認申請

- (a) 緊急輸送車両の確認申請は、会津坂下警察署に対して行うものとする。

(2) バス

本町を運行するバスは、滝谷地区を運行する会津乗合自動車（株）と、町営バス（委託）であり、大地震の発生時における地震災害応急対策の概要は、次のとおりである。

ア 広報

大地震が発生した場合の運行停止措置について、その内容を車両及び停留所等に掲示し、平素から乗客に呼びかけるものとする。

イ 災害危険予防措置

運行路線にかかわる危険箇所についてあらかじめ調査し、それを教育、訓練等により従

業員に周知徹底するものとする。

- (ア) 建物密集地
- (イ) ガソリンスタンド
- (ウ) 橋りょう
- (エ) 路肩軟弱箇所
- (オ) 電柱、塀
- (カ) 高圧線の真下

ウ 情報の収集、伝達

地震情報等の伝達、収集は迅速かつ的確な周知の方法を図るものとする。

特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。貸切車の乗務員についても同様とする。

エ 運転中の乗務員の措置

- (ア) 大地震の発生を覚知した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け、安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示を行うものとする。
- (イ) 運行の中止にあつては、十分な車両の安全措置を行ったうえ、駐車措置を講じ旅客の避難状況等について町災害対策本部に連絡するものとする。

15 関係機関等への連絡調整及び応援要請（総務課）

(1) 関係機関への連絡調整

町は、地震災害応急対策実施状況の把握、連絡体制の事前確認等のため、関係機関等と連絡調整を図るものとする。

関係機関一覧表

関係機関名	住 所	主管課	電話番号
会津地方振興局	会津若松市追手町7-5	県民環境部	0242-29-5295
会津若松建設事務所	会津若松市追手町7-5	総務グループ	0242-29-5403
宮下土木事務所	三島町大字宮下字水尻1108	業務グループ	0241-52-2311
会津農林事務所	会津若松市追手町7-5	総務グループ	0242-29-5363
東北農政局福島農政事務所	会津若松市町北町藤室183	地域第1課	0242-22-7381
会津保健福祉事務所会津坂下支所	会津坂下町字西南町裏3998	支所長	0242-83-3131

(2) 関係機関への応援要請

町は、地震災害応急対策を実施するため、必要があるときは、関係機関等へ応援を要請するものとする。

関係機関一覧表

関係機関名	住 所	主管課	電話番号
会津森林管理署	会津若松市追手町5-22	署 長	0242-27-3270
NTT東日本会津若松支店	会津若松市栄町2-4	総務課	0242-22-2841
会津坂下警察署	会津坂下町字館ノ下152	地域課	0242-83-3451
会津坂下消防署	会津坂下町館ノ下111-1	警防係	0242-83-4100
東北電力（株）会津若松支社	会津若松市東栄町3-38	総務課	0242-26-5611
会津乗合自動車（株）坂下営業所	会津坂下町字大道2408	営業課	0241-83-0979

16 消防対策（会津坂下消防署・総務課）

（１） 会津坂下消防署による消防活動

会津坂下消防署は、第1線の消防活動機関であり、地震火災に対し最も中心的役割を果たすとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

- ア 災害情報収集活動優先の原則
- イ 避難地及び避難路確保優先の原則
- ウ 重要地域優先の原則
- エ 消火可能地域優先の原則
- オ 市街地火災消防活動優先の原則
- カ 重要対象物優先の原則
- キ 火災現場活動の原則

（２） 消防団は、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- ア 情報収集活動
- イ 出火防止
- ウ 消火活動
- エ 救助活動
- オ 避難誘導

（３） 組織及び分担業務

消防団の組織及び分担業務は、資料10によるほか、事態に即してその都度対応する。

（４） 隣接協定及び県内統一応援協定による応援

会津坂下消防署は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応ができない場合は、福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

（５） 消防防災ヘリコプターの応援要請

町長は、次の基準に該当する場合に県（生活環境部）、会津坂下消防署を通して要請するか、直接消防防災航空隊へ要請する。

- ア 地震、台風、豪雨、豪雪等による災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合。
- イ 災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、緊急に物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送を行う必要があると認められる場合。
- ウ 主要道路等での大規模災害事故等が発生した場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合。
- エ 災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、緊急かつ広範囲にわたり住民等に対し危険のおそれがあると認められた場合。
- オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合。

（６） 他都道府県への応援要請

町長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。

- ア 応援要請手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らか

にして知事に要請する。

- (ア) 火災の状況及び応援要請の理由
- (イ) 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 町への進入経路及び結集場所

(7) 消防庁長官への派遣要請

知事（生活環境部）は、町長から他都道府県の応援要請を求められた場合で、必要と認められる時は、速やかに消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣等を要請し、その結果を直ちに町へ連絡する。

(8) 広域航空消防応援

知事は、町長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、必要を認めた場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき、消防庁長官に対して他都道府県等所有のヘリコプターによる応援を要請する。

17 児童生徒等保護対策（教育委員会）

大地震が発生した場合、学校においては、児童、生徒の生命、身体の安全保護に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速的確に対応できるよう措置が講ぜられなければならない。

(1) 基本方針

- ア 児童、生徒の生命、身体の安全確保を最優先した計画であること。
- イ 町の地震災害対策計画等を踏まえ、交通機関の運行状況についても十分配慮したものであること。
- ウ 学校の所在する地域の諸条件を考慮した計画であること。
- エ 児童、生徒の行動基準及び学校や教師の対処、行動が明確にされていること。
- オ 全職員の共通理解がなされていること。
- カ 大地震が発生した場合、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に児童、生徒の引き渡し等について、保護者に十分理解されている対策計画であること。

(2) 学校等の対応

- ア 学校長等は、災害対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指導に当たる。
- イ 児童、生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
- ウ 児童、生徒の引き渡しにあつては、あらかじめ方法を明確にしておくものとする。
- エ 学校長等は、町教育委員会に退避、誘導等の状況を速やかに報告する。
- オ 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動、防災体制をとる。

(3) 教職員の対処、指導基準

- ア 大地震が発生した場合、児童、生徒を教室等を集める
- イ 児童、生徒の退避、誘導にあつては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し本部の指示により所定の場所へ誘導退避させる。
- エ 心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- オ 児童、生徒の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。
- カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家族等で帰宅できない児童、生徒については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- キ 児童、生徒の安全を確保した後、本部の指示により防災活動に当たる。

(4) 登下校時、在宅時に大地震の発生が予知された場合の対策

- ア 登下校時に大地震が発生した場合は、直ちに帰宅するよう指導する。
- イ 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。
- ウ 在宅中の時は、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導する。

18 警備対策（総務課）

警察は、地震の発生に係る住民の危惧、不安感等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に災害対策体制を確立し、警察の統合力を発揮して迅速的確な地震災害応急対策を実施することにより、住民の生命、身体、財産の保護行動に努め、治安維持の万全を期する。

19 水道、電力、電話及び下水道施設の対策（産業建設課、総務課、東北電力(株)会津若松支社、東日本電信電話(株)会津若松支店）

水道、電力、電話及び下水道施設の対策の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 水道施設の対策

町は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対して給水を確保継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた地震災害応急対策計画等に従って地震防災上の措置を実施するものとする。

ア 家庭用水の確保

- (ア) 災害区域内における井戸を速やかに掌握し、塩素消毒を直ちに実施するとともに利用計画を策定する。
- (イ) 流水使用（飲料不適井戸を含む）の場合は、ろ過機の配置及び利用計画を策定する。
- (ウ) タンク車の応援要請及び配車利用計画を策定する。
- (エ) 水道法第40条に基づく緊急応援の要請及び配管並びに利用計画を策定する。
- (オ) 給水量は、生活上最小限度を確保するものとし、1日1人3リットルとする。

イ 復旧計画

(ア) 復旧用資材の確保

- a 隣接市町村水道事業所に対し、手持資材の供給要請
- b 製造業者よりの資材の確保

(イ) 資材の輸送体系の確立

資材を迅速に輸送するため車両の確保に努める。

(ウ) 復旧技術者の確保

隣接市町村の水道事業所及び関係機関等の協力を要請し、復旧技術者の確保を図る。特に配管工等特種技術者の確保を重点とする。

(エ) 第1次復旧

最小限度の給水可能な程度の復旧を目標とし実施する。

各施設の被害状況を速やかに掌握し、とりあえず一部通水可能な限度の復旧作業を行うものとし、配水、浄水施設等については応急復旧作業程度の工事を行い、配管は露出配管により通水する。

消毒は、完全実施を行い得るよう他の工事に優先し実施し、遊離残留塩素0.4PPMを確保する。

配水量は、1人1日最小限10リットルとし、被災地区に均等に配水し得るよう考慮し配水計画を立てその旨周知徹底する。

(オ) 第2次復旧

浄水能力の復旧を目標とし、併せて主要配水管系の復旧を行う。

(カ) 第3次復旧

被害前の状況に復旧し配水規制を解除する。

完全復旧に当たっては、被害時の状況を十分検討し、将来を考慮し適切な補強工作を行うよう配慮する。

(2) 電力並びに電話施設の対策

大地震が発生した場合、電力並びに電話の各施設を点検し、応急措置を講じ、供給確保を図るものとする。

ア 実施責任者

(ア) 地域内における施設の応急対策は、事業所が行うものとする。

(イ) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、事業所に応急措置を要請するとともにその実施に協力するものとする。

イ 応急措置要領

応急措置については、施設の事業者とあらかじめ協議し、次の要領により実施する。

ウ 応急対策

(ア) 災害対策本部の設置

a 災害により電力並びに電話の施設に被害が発生する恐れがあるとき又は発生した場合は、東北電力(株)並びに東日本電信電話(株)が策定した「非常災害対策実施基準」に基づいて災害対策本部を設置する。

b 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、非常配備の体制により応急対策を実施する。

c 災害対策本部長は、情報連絡、警戒指令及び復旧方針を決定し、迅速的確な応急対策を実施する。

d 災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、上位機関に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。

e 災害対策本部は、応援復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定及び車両の確保に努める。

(イ) 情報収集及び広報

a 大地震が発生した場合、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。

b 広報車等により地域住民へその状況及び注意事項について広報を行う。

(ウ) 応援復旧

a 災害対策本部は、区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。

b 復旧作業は各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。

c 復旧作業は、交通、通信、災害対策の中核となる官公署報道機関及び避難所等を原則的に優先する。

また、災害の状況及び施設復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

(3) 下水道施設の対策

下水道施設は、管きよと処理場・ポンプ場から成り、管路施設においては、ほとんどが地中構造物であるため、大地震が発生した場合、短時間で被災状況を把握することは困難なので、情報交換を密に行い、二次災害の防止に努めなければならない。

ア 応急対策

災害により、下水道施設に災害が発生する恐れがあるとき、又は、発生した場合は、産業建設部建設資材班が担当し、応急対策を実施する。

また、被害が甚大で自所のみでは応急復旧が困難な場合、県に応援の要請をするとももに、施設の施工業者、管理委託業者及び下水道業者等に対して協力を要請する。

イ 情報収集及び連絡

(ア) 管きよの状況

- a 道路面からマンホールの浮上沈下
- b マンホールごとの目視調査
- c TVカメラによる調査

(イ) 処理場・ポンプ場の状況

- a 構造物のクラック、エキスパンションジョイント部の異常、地盤沈下
- b 設備機械、配管バルブ等の調査
- c 処理場・ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査

(ウ) 住民からの情報

ウ 応急復旧

(ア) 区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し、応急対策を実施する。

(イ) 復旧作業は、緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。

(ウ) 復旧作業は、病院、社会福祉施設及び避難所等を原則的に優先する。

また、災害の状況及び施設復旧の難易等を考慮して、復旧効果の最も大きいものから実施する。

第4節 防災教育、広報

(総務課)

地震災害対策の円滑なる実施を図るためには、町をはじめ防災関係機関の職員はもとより、各種団体、事業所、住民等地域のすべての人々がそれぞれの役割に応じた活動主体として大地震に関する警告という事態を正しく認識し、大地震に関する予報等が出された場合の具体的な行動について習熟するよう不断に努力することが必要である。

このため、町は、自主的又は各種団体、事業所及び地域の自主防災組織等と協力し、地震災害上必要な教育、広報及び防災訓練を繰り返し実施して、地震災害応急対策に関する知識の普及及び大地震が発生した時の的確な行動に資するものとする。

(1) 教育、広報

ア 町職員に対する教育

(ア) 教育の方法

町は、地震災害応急対策の万全を期するため、職員に対し講演会、職員研修等の機会を活用して必要な防災教育を実施する。

(イ) 教育の内容

- a 地震災害の特徴
 - b 予想される福島県沖地震に関する知識
 - c 地震が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識
 - d 職員が果たすべき役割
 - e 地震発生後における溜池等の決壊の二次災害の防止
 - f その他、地震対策の必要な事項
- イ 住民等に対する教育、広報
- (ア) 教育、広報の方法
 - a 広報紙等による広報及び参考資料の配布
 - b 住民集会等の開催
 - c 地域住民の自主防災活動に対する指導、協力
 - (イ) 教育、広報の内容
 - a 地震災害の特徴
 - b 予想される福島県沖地震と被害の想定に関する知識
 - c 地震情報等の正確な情報の入手方法
 - d 大地震が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - e かけ地崩壊危険地及び避難地、避難路に関する知識
 - f 地震発生後における溜池等の二次災害に関する知識
 - g 日頃から備え、実施しうる生活必需品の備蓄、落下物の防止、家屋、付属施設の補強、家具、危険物等の転倒防止等の内容
- ウ 児童、生徒等に対する教育
- 教科、学級活動、学校行事等教育活動全体を通して、地震の基礎的な知識及び対策の教育を行う。
- エ 自動車運転者に対する教育
- 町交通対策協議会、交通安全協会等を通して、大地震が発生した場合における自動車の運行等の措置について徹底を図る。

第5節 防災訓練

(総務課)

町は、地震災害対策の熟知、関係機関及び地域の自主防災組織体制上の強調体制の強化を目的として、大地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

(1) 総合防災訓練

次に掲げる内容を組み合わせ、独自又は隣接町村と共同し、地域の自主防災組織の参加を得て、年1回以上実施する。

- ア 地震情報等の受伝達
- イ 地震災害対策本部の運営
- ウ 職員の動員
- エ 避難誘導等
- オ 交通規制
- カ その他、応急対策等に関する内容

(2) 個別防災訓練

次に掲げる防災訓練を重点として随時計画的に実施する。

- ア 県及び町防災行政無線等による通信情報訓練
- イ 職員の動員、参集訓練
- ウ 交通規制訓練

(3) 緊急初動訓練

町は、大地震が発生した場合の緊急な事態に対応した臨機即応の初動体制を図るため、次の項目を重点とする事前に予告しない緊急初動訓練を実施するものとする。

- ア 勤務時間内における訓練
 - ① 地震情報等の伝達訓練
 - ② 職場安全点検訓練
- イ 勤務時間外における訓練
 - ① 地震情報等の伝達訓練
 - ② 職員参集訓練

第6節 緊急整備事業の推進

(総務課、産業建設課、町民課、教育委員会)

町は、大地震が発生した場合の被害を軽減するため、次に掲げる防災施設につき、関連事業との融合を図り、その整備を図るものとする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 緊急輸送路
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 学校等教育施設
- (8) がけ崩れ等防止施設
- (9) 水道施設
- (10) 下水道施設
- (11) その他必要な施設

第7節 地域防災体制の整備推進

(総務課)

大地震が発生した場合、町の応急対策の推進を図り、地域住民及び事業所等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置を実施する必要がある。

このため、町は、自主防災組織の育成を推進するとともに、事業所等の指導強化に努め、地域防災体制の整備推進を図る。

(1) 自主防災組織の育成指導

ア 町の役割

町は、地域防災活動の推進を図るため、行政区を中心とした自主防災組織の育成を推進

するものとする。

イ 研修会の開催

町は、地域リーダーを対象に自主防災組織の育成に必要な研修会、懇談会等を開催し、地震に対する意識の啓発、地震に関する知識の普及に努める。

(2) 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成は、地域住民の合意の上、おおむね次のとおりとする。

ア 自主防災組織の編成単位

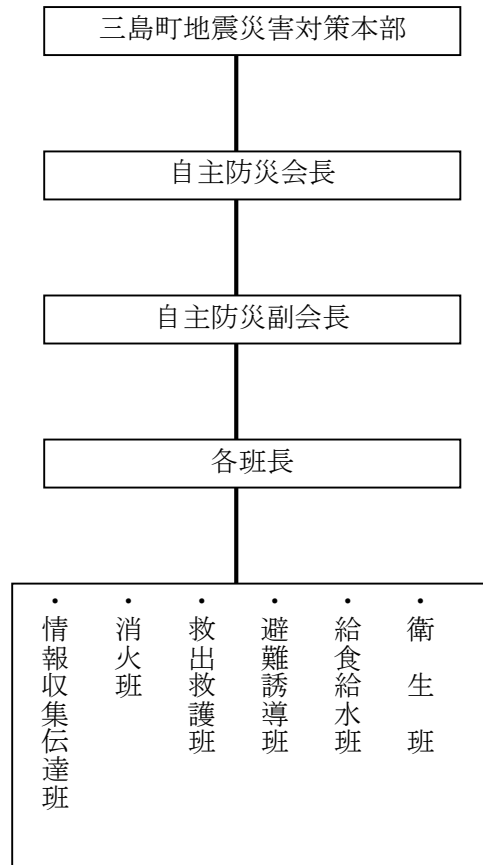
編成単位は、原則として各行政区単位とする。

イ 自主防災組織の組織及び役割分担

自主防災活動を迅速かつ効果的に実施するため、原則として次のような組織を編成するものとする。

(第2章 第12節のとおり)

自主防災組織(例)



自主防災組織の役割分担

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
情報収集伝達班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及に関する事。 2 情報収集伝達訓練の計画実施に関する事。 3 必要資機材の整備、点検に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達に関する事。 2 指導、命令等の伝達に関する事。 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関する事。
消 火 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の安全点検に関する事。 2 消火訓練の計画、実施に関する事 3 必要資機材の整備に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止と初期消火に関する事。
救 出 救 護 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の安全点検に関する事。 2 救出救護訓練の計画、実施に関する事。 3 必要資機材（救助用具、医薬品等）の整備点検に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の救出及び搬送に関する事。 2 負傷者の応急手当に関する事。 3 仮設救護所の設置に関する事。
避 難 誘 導 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の安全点検に関する事。 2 避難路、避難場所の設定に関する事。 3 必要資機材の整備点検に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全な避難誘導に関する事。
給 食 給 水 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 井戸の状況把握に関する事。 2 給食・給水訓練の計画、実施に関する事。 3 必要資機材の整備点検に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 炊き出しに関する事。 2 食糧、飲料水、生活必需品等の配分に関する事。 3 ろ水機の運用に関する事。
衛 生 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 衛生処理訓練の計画、実施に関する事。 2 必要資機材の整備点検に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設トイレに関する事。 2 ゴミ処理及び消毒に関する事